



松戸市男女共同参画プラン 第5次実施計画

平成30年3月 松戸市



ごあいさつ

本市は、「子育て・教育・文化を軸にした都市ブランドづくり」「高齢者がいつまでも元気に暮らせるまちづくり」「まちが再生し、賑わいのあるまちづくり」「経済が活性化し、安心して働けるようになるまちづくり」という4つの基本目標を柱とした総合戦略の下、活力と魅力のあるまちづくりの推進に取り組んでまいりました。

そのなかで、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、それぞれが責任を分かち合い個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現は、本市にとってますます重要なものとなっております。

男女共同参画社会の実現とは、家庭、職場、地域で、女性と男性がお互いを尊重し、自分の選択のもとに自分らしく暮らせるまちにすること、性別を起因として困難な状況にある人たちを、排除せずに、男女共同参画の視点から社会的なつながりの中に内包し、女性も男性も社会参画できる地域社会を形成していくことと考えております。

急速な少子化の進展や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わるなか、いわゆる「女性活躍推進法」が施行され、本市においても就労している女性が7割を超えており、女性が経済的に自立し自分らしく生きることを目指すことや、男性の労働中心の働き方の見直しに向けた施策を講じることなど、男女共同参画の新たな方向性に対応する積極的な取り組みも求められております。

このたび策定した松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画におきましては、平成10年度の松戸市男女共同参画プラン策定以来、本市がめざす男女共同参画のまちの姿として掲げている「自分らしく安心して暮らせるまち」の基本理念の下に確かなあゆみを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただいた松戸市男女共同参画推進協議会の皆様をはじめ、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

平成30年3月

松戸市長 本郷谷 健次



松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画

策定にあたって

松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画づくりで最も大切にしたいと考えたことは、「絵に描いた餅」のプランにならないように、啓蒙から活動、広がりのある男女共同参画実施計画あることを心掛けるということでした。

男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法（平成11年）等法的な整備がなされ、現在、女性活躍社会を追い風ととらえられていますが、実はかけ離れている現実をどう解決するかが問題であると思います。平成4年から、専業主婦がいる世帯と共働き世帯が逆転し、平成28年には専業主婦がいる世帯数が半数になり、ひとり親家庭の増加も顕著になってきました。少子社会における子育て、超高齢社会における介護など社会構造の変化とともに、家族の在り方、人間の生き方も大きな変化を迎えています。DVや子供の貧困、女性の貧困問題やLGBTへの配慮が大切です。

実施計画策定にあたって、以下の5点を大切としました。

- * 男女共同参画社会づくりは「まちづくり」の視点で考えなければならない時代の到来
- * 男女共同参画社会実現のための拠点「ゆうまつど」の充実を図ること
- * 産官学民の「連携」を推進した実施計画であること
- * 家庭教育・学校教育・社会教育・生涯教育に、男女共同参画社会の視点を取り入れる。
市内小中高、4大学等との連携を考えた計画であること
- * 地域社会に、男女共同参画社会実現の重要性をいかに伝えるか

本計画のめざすまちの実現には、男女共同参画課、女性センターゆうまつどの取り組みだけでは不十分であり「連携・つながる・結ぶ」がキーワードとなります。

以上を考慮して、推進協議会の委員と市役所内の横断的なプロジェクトチームと共に、幅広い、市民参加のパブリックコメントを加えて、第5次実施計画が結実しました。

ぜひ、大きな実践成果をあげられるように、皆様の関心と御協力をお願いいたします。

平成30年3月

松戸市男女共同参画推進協議会 会長 長江 曜子

目次

第1章 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 松戸市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 松戸市の現状
- 2 第4次実施計画の進捗評価

第3章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 計画の性格と位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 計画の基本理念とめざすまち
- 4 重点的に取り組む課題
- 5 計画の体系

第4章 施策の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

めざすまちⅠ 女性も男性も支え合えるまち・・・・・・・・・・ 17

視点1 働きたい女性が活躍できる

視点2 男女が個性と能力を発揮する

めざすまちⅡ いろいろな家族のかたちを尊重するまち・・・・・・・・ 36

視点3 男女の人権を尊重する意識を高める

視点4 困難な状況にある男女が生きやすくなる

めざすまちⅢ 女性も男性も地域でつながりあうまち・・・・・・・・ 52

視点5 女性と男性が地域で活躍できる

第5章 計画の評価と推進体制・・・・・・・・・・ 58

- 1 評価の指標と公表
- 2 計画の推進体制

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

- 1 松戸市男女共同参画推進協議会 委員名簿
- 2 松戸市男女共同参画推進会議 構成委員名簿
- 3 松戸市男女共同参画推進研究会 構成委員名簿
- 4 計画策定の経過
- 5 年表
- 6 用語解説
- 7 男女共同参画社会基本法

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

本市の男女共同参画社会の実現に向けた政策は、全国的にも先駆けて平成3年9月の「松戸市女性行動計画」策定から開始しました。平成10年4月には、その「めざすまちの姿」を「女性も男性も主体的に職場、家庭、学校、地域など、あらゆる分野で性別にとらわれることなく、それぞれの有する能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営むことによって、地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち」と掲げた、「松戸市男女共同参画プラン」（以下、「プラン」という。）を定めました。

以降、このプランの実施計画として、平成29年度までに4次の計画を策定して「めざすまちの姿」を継承し、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら、一体となって本市における男女共同参画社会の実現に向かって推進をしてまいりました。

また、昭和55年に千葉県下で先駆けて社会教育施設「松戸市婦人会館」を開設、また、昭和63年には庁内に「総務部事務管理課婦人担当室」を設置し、当時の「女性問題」「婦人問題」解決に向けた女性関係施策を推進してきました。平成4年度には「婦人担当室」を「女性課」に昇格させ、平成6年度には女性課と婦人会館を統合して、総務部の課相当の「松戸市女性センター」としました。その後、拠点機能の充実と老朽箇所の修理のため改修工事を行い、平成7年度のリニューアルオープン時に、市民公募により愛称を「ゆうまつど」と決定、現在の「松戸市女性センターゆうまつど」となりました。男女共同参画を推進する施策とそれを進める場を持った拠点として、全市に男女共同参画推進を発信しています。

以上の経過を踏まえて、今後の男女共同参画社会実現に向けた必要な取組みを進めてゆくために、「松戸市男女共同参画プラン 第5次実施計画」を策定します。

2 国の動き、県の動き

わが国では、男女同権の精神がうたわれた日本国憲法の制定以来、男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。昭和 60 年度には「女子差別撤廃条約」の批准に併せて、「男女雇用機会均等法」が制定され、雇用の分野における女性と男性の均等な機会と待遇の確保等が図られることとなりました。

また、平成 11 年に、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現に向けた推進を目的として「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や男性中心型の労働慣行は依然として残っており、また、急速な少子化の進展や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わるなか、価値観やライフスタイル、性をめぐる概念などが多様化し、新たな状況への適切な対応が求められています。

平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が施行され、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に則って、あらゆる分野における女性活躍推進について、その基本原則が定められたことによりさまざまな法改正や制度改革等が実施されています。特に、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げています。

これを受けて平成 27 年 12 月に制定された「第 4 次男女共同参画基本計画」においては、男性中心型労働慣行の変革とともに、困難な状況に置かれている女性への支援や、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入等が強調された内容となっています。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて制定された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年。以下、「DV 防止法」）については、支援すべき対象や内容を拡大するなど、その後の社会の要請に応じた法改正を重ねています。

千葉県においては、千葉県総合計画である「新 輝け！ちば元気プラン」との整合性の下、平成 28 年 3 月に、「第 4 次千葉県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進しています。

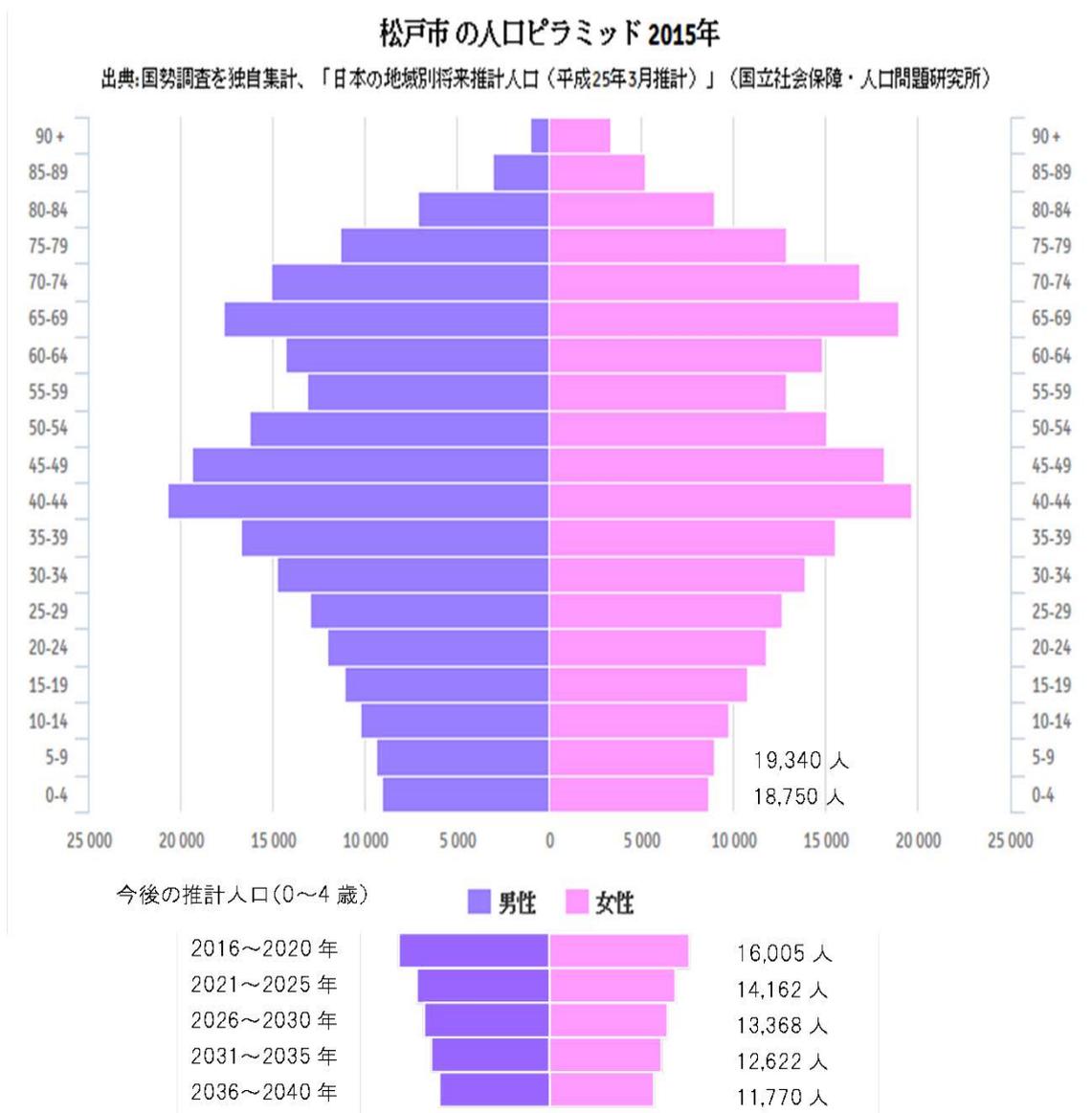
また、「女性活躍推進法」の施行を受け、千葉県男女共同参画推進連携会議に属する協議会として、平成 29 年 6 月に女性活躍推進特別部会を新たに設置し、女性の活躍支援やワーク・ライフ・バランスの普及促進等を進めるとともに、「DV 防止法」第 2 条の 3 第 1 項に基づく法定計画として、平成 29 年 3 月に「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第 4 次）」を制定し、DV を許さない社会と被害者の立場に立った支援の実現に向けた推進体制の充実・強化を図っています。

第2章 松戸市の現状

1 松戸市の現状

(1) 人口ピラミッド (男女別)

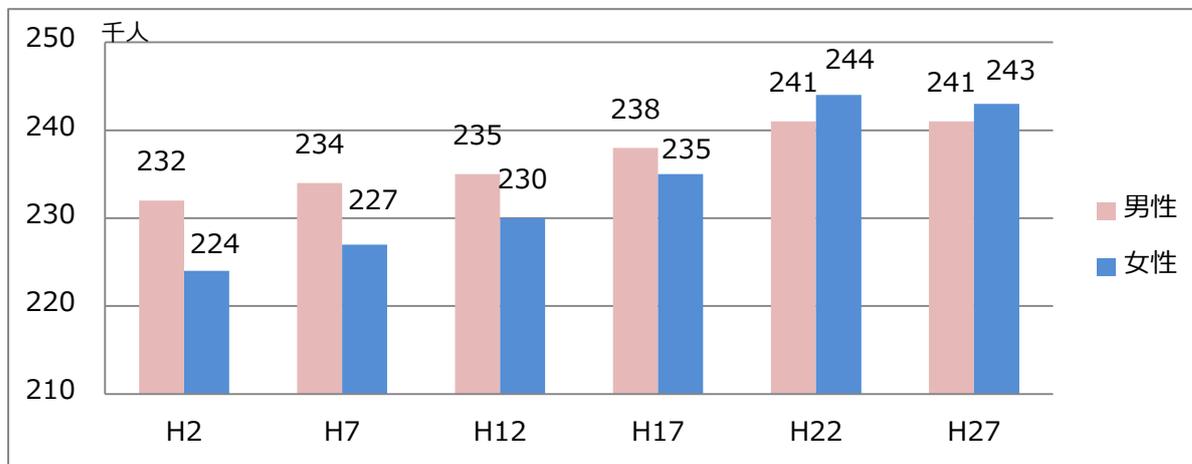
男女ともに、40代前半と65歳以上の団塊の世代の人口が多く、40歳以下の人口は大幅に減少しています。また、0歳～4歳、5歳～9歳の人口は男女ともに10,000人以下です。今後、さらに少子高齢化の加速が予想されます。



(2) 人口動向 (男女別)

男女別人口動向の推移

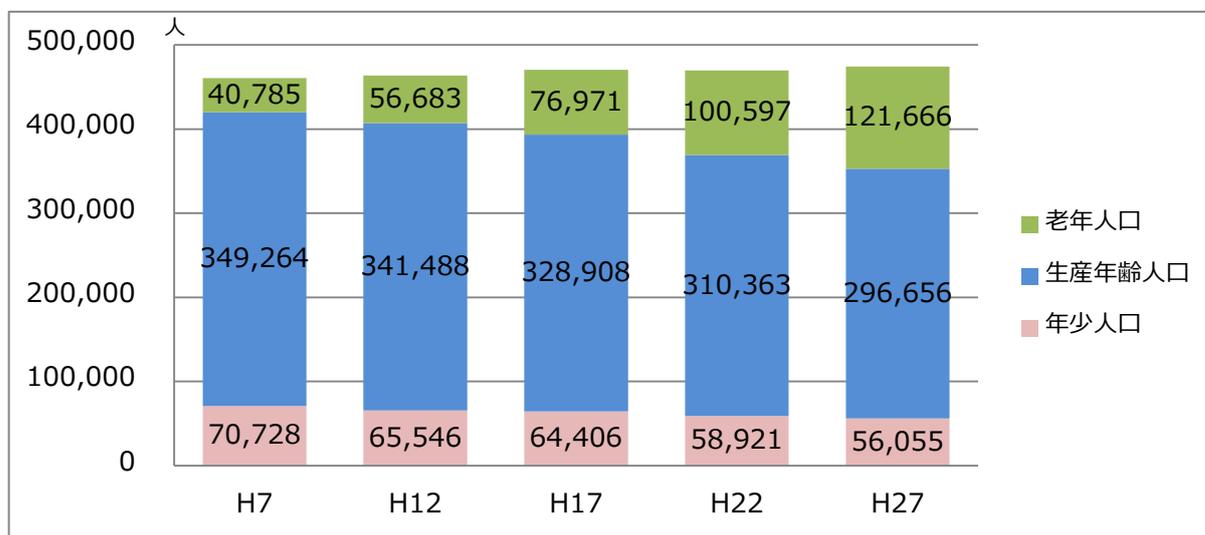
男女ともに増加を続けていますが、高齢化と並行して女性の増加傾向が著しく、平成 22 年度には人口総数も逆転し、女性の方が多くなっています。



資料 総務省統計局「国勢調査報告」

年齢 3 区分別人口動向の推移

年少人口と生産年齢人口は減少していますが、平成 7 年 40,785 人から平成 27 年 121,666 人と、老年人口は大幅に増加しています。



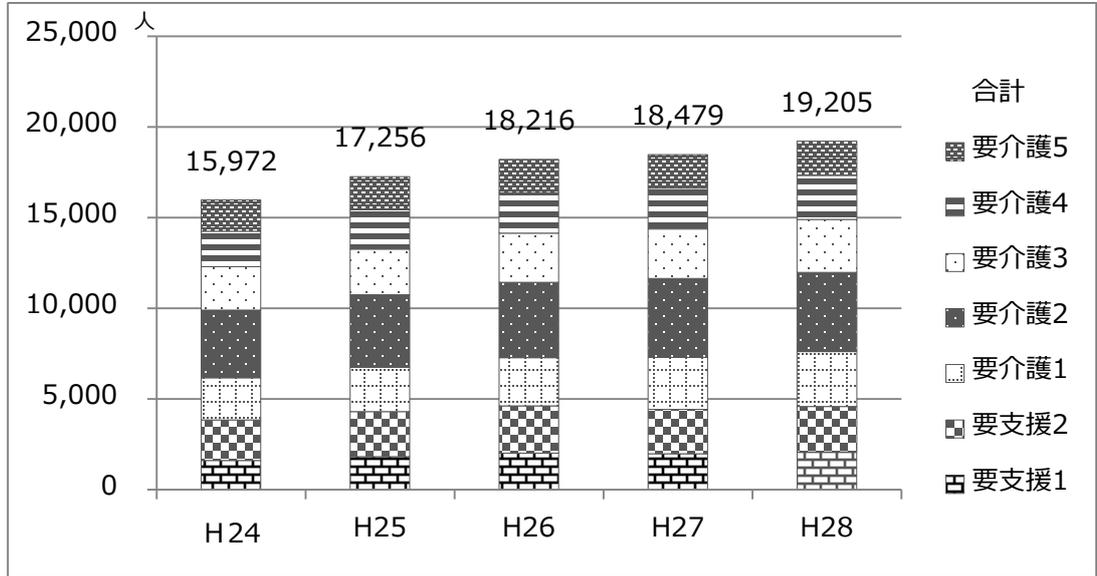
・老年：65 歳以上・生産年齢：15 歳から 64 歳・年少：0 歳から 14 歳

資料 総務省統計局「国勢調査報告」

(3) 要介護認定者

高齢者人口の増加に伴い、要支援、要介護認定者の人数も増加しています。

要支援・要介護認定者



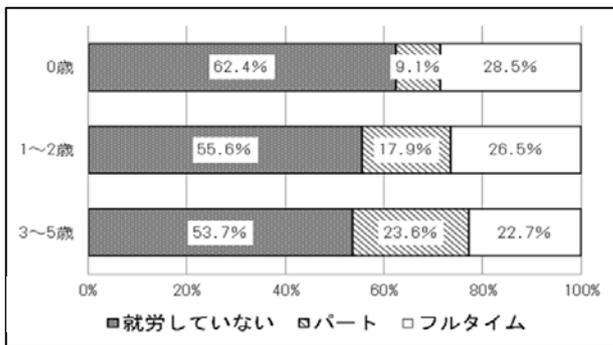
資料 介護保険課

(4) 就労意向

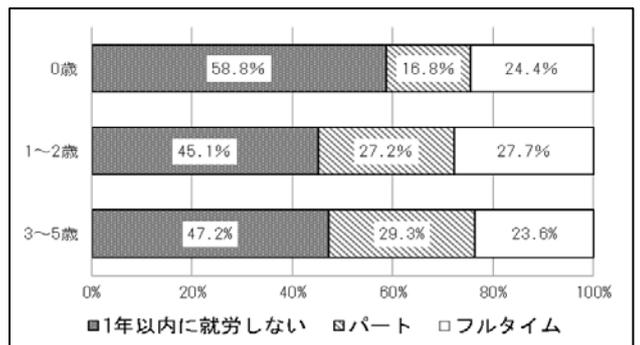
就労をしていない未就学児の保護者の就労希望は、子どもの年齢が1歳を過ぎると、パートタイムでの就労を希望する人が増加しています。

未就学児保護者の就労状況と今後の希望

【現状】



【希望】



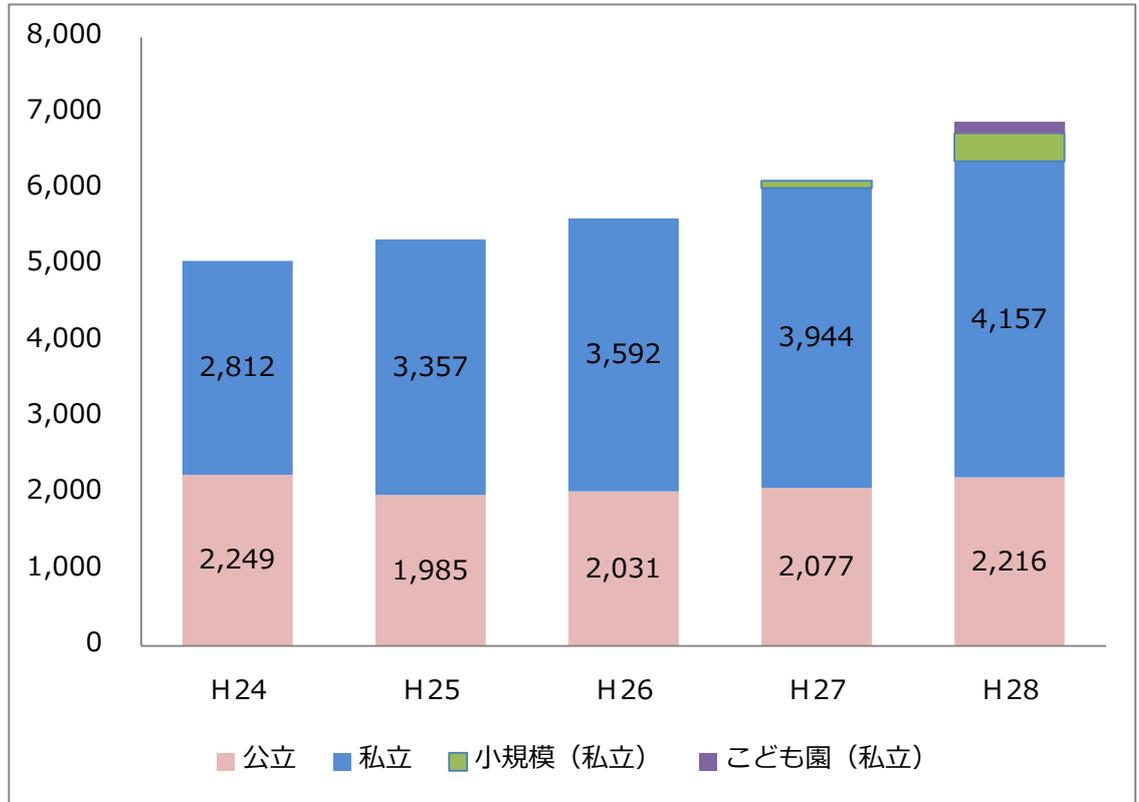
・フルタイム：1週5日程度、1日8時間程度の就労 ・パート：「フルタイム」以外の就労

資料 平成25年度 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(5) 保育所等入所者数の推移

利用者数は年々増加しています。特に平成 28 年度に大幅に増加しました。

保育所等入所の状況（公立・私立）

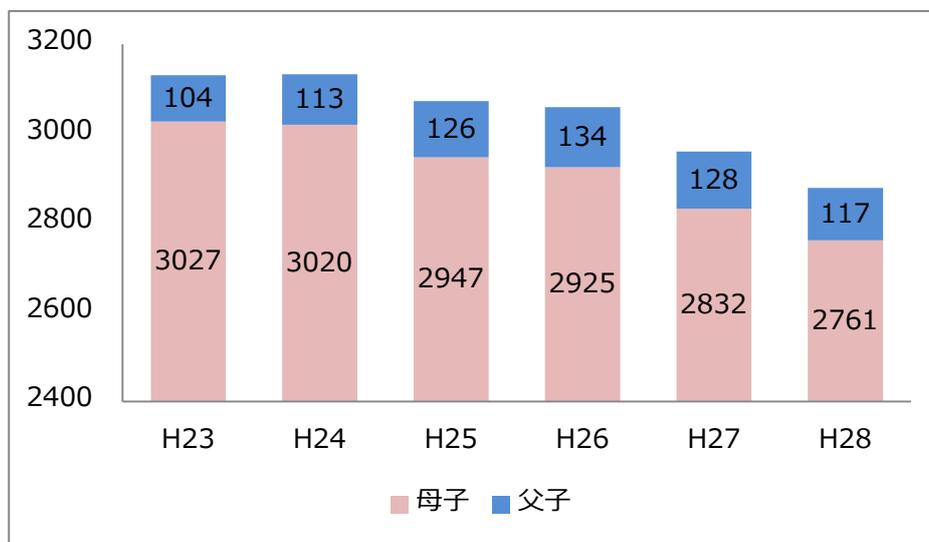


資料 幼児保育課

(6) 児童扶養手当

母子、父子ともに受給世帯数は減少しています。

児童扶養手当 受給世帯数



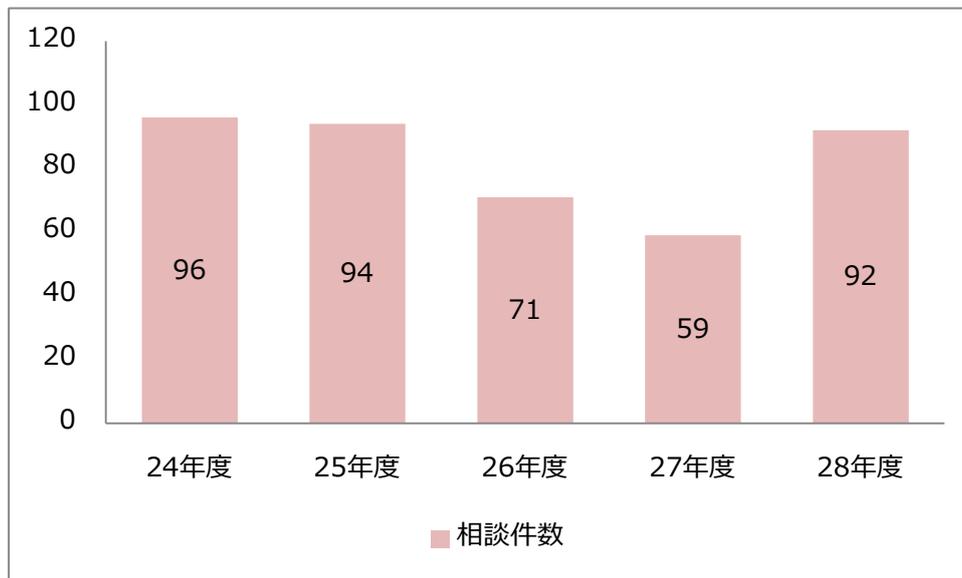
資料 子育て支援課

(7) 虐待の状況

◎ DV 被害者

DV 被害者相談受付件数は減少傾向にありましたが、平成 28 年度は増加しています。

DV 被害者相談受付件数

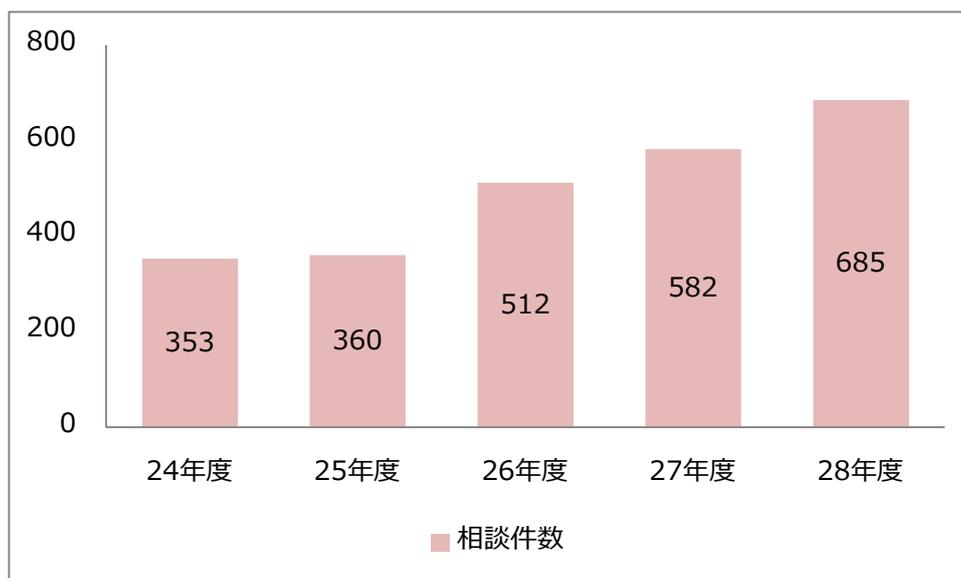


資料 子ども家庭相談課

◎ 児童虐待

児童虐待相談受付件数は、4 年前にくらべて約 2 倍に増えています。

児童虐待相談受付件数

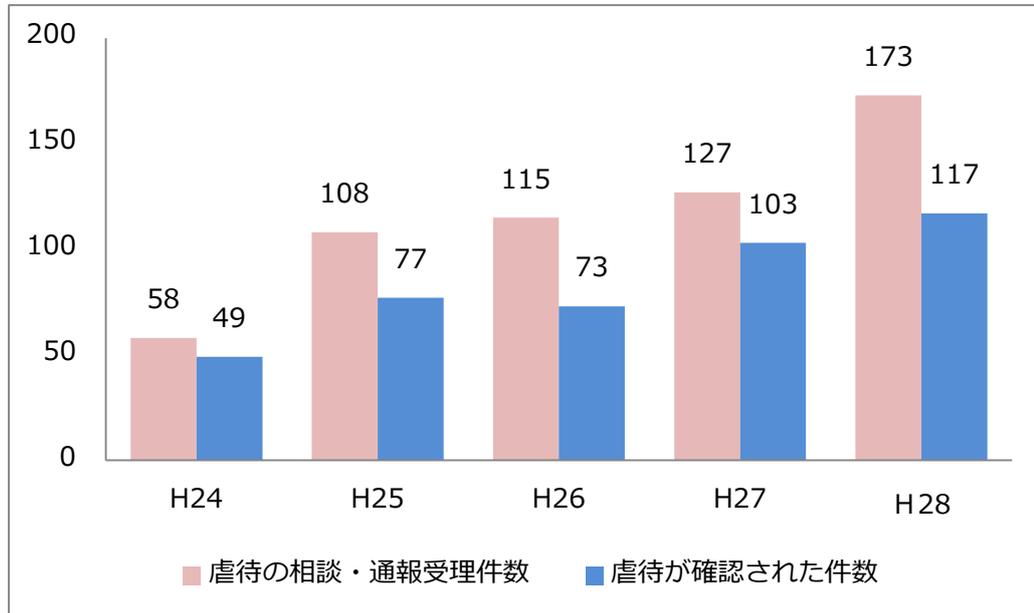


資料 子ども家庭相談課

◎ 高齢者虐待

高齢者虐待の相談・通報受理件数は増加傾向にあり、虐待が確認された件数も増加しています。

虐待の相談・通報受理件数



資料 高齢者支援課

2 第4次実施計画の進捗評価

松戸市男女共同参画プラン第4次実施計画では、「男女共同参画のまち」を最上位目的として、下記の4つのまちの姿を個別目的としています。

- I 男女が人権を尊重し合えるまち
- II 男女が個性と能力を発揮し、お互いを尊重し自らの生き方を選択できるまち
- III 男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまち
- IV 男女共同参画社会の実現をみんなで推進するまち

(1) 目標値の達成状況

平成28年度時点において目標値の達成状況は平成23年度の状況と比較して、最上位目標「男女共同参画のまち」に対する評価指標である、社会全体での男女平等感について、男女ともにやや減少する結果となっています。

また、個別目的ごとの目標値においては、5年前と比較して、目標値に達しないものの改善傾向にあります。(図【松戸市男女共同参画プラン第4次実施計画 目標値の達成状況】を参照)

図【松戸市男女共同参画プラン第4次実施計画 目標値の達成状況】

最上位目標：男女共同参画のまち							
目標	評価指標名	計画目標値	成果（目標達成度）			根拠（出展）	
				H23年度	H28年度		
1	市民が日々の生活の中で性別による不平等を感じないようにすること	社会全体での男女平等感(男女平等と感じている人の割合)	50%	女性	11.8%	8.2%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	19.0%	17.5%	

個別目的1：男女が人権を尊重し合えるまち							
目標	評価指標名	計画目標値	成果（目標達成度）			根拠（出展）	
				H23年度	H28年度		
1	性に起因する人権侵害の発生が抑制されます	性犯罪の認知件数(強姦+強制わいせつ)	減らす	—	16件	51件	松戸警察署・松戸東警察署調べ
2	人権問題を理解し、人権を擁護できる人が増えます	セクハラ問題の言いくさ(セクハラを問題にすると職場がキツクすると感じる人の割合)	減らす	女性	71.6%	67.0%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	69.6%	65.4%	
3	人権が守られているという安心感が高まります	救済体制に対する安心感(救済体制があると感じる人の割合)	高める	女性	21.6%	18.1%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	30.6%	29.1%	

個別目的 2：男女が個性と能力を発揮し、お互いを尊重し自らの生き方を選択できるまち							
目標	評価指標名	計画目標値	成果（目標達成度）			根拠（出展）	
				H23年度	H28年度		
1	ジェンダー（社会的性別）にとらわれない視点を持った人が増えます	性別役割分担の支持率（固定的な性別役割分担を支持する人の割合）	減らす	女性	30.6%	31.3%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	44.1%	39.2%	
2	ジェンダー（社会的性別）にとらわれない視点を持った子育てをする人が増えます	子どもに期待する最終学歴（大学卒以上を希望する割合の差）	差を減らす	女子の保護者	64.6%	80.0%	男女共同参画に関する小学生・保護者アンケート調査
				男子の保護者	79.3%	86.2%	
3	ジェンダー（社会的性別）に起因した悩みを抱えた人が支援されます	女性センターこころの相談の認知度（相談事業を知っている人の割合）	30%	女性	7.0%	8.6%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	1.1%	1.9%	

個別目的 3：男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまち								
目標	評価指標名	計画目標値	成果（目標達成度）				根拠（出展）	
				H23年度	H28年度			
1	あらゆる場で男女が平等に扱われます	個別分野の男性優遇感（各々の場で男性優遇と感じている人の割合）	減らす	家庭生活で	女性	56.1%	60.6%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
					男性	41.3%	43.7%	
				職場で	女性	53.3%	58.6%	
					男性	52.0%	52.1%	
				学校教育で	女性	14.1%	15.7%	
					男性	10.7%	12.7%	
2	仕事、家庭などの活動を本人の望むバランスで実現する人が増えます（バランス指向の人の現実と希望の差）	仕事と個人生活のバランスの現状と希望の差（バランス指向の人の現実と希望の差） ※28年度は「仕事と個人生活を両立したい」人の現実	女性	50.9%	女性	24.0%	25.0%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
			男性	49.8%	男性	22.8%	25.4%	
3	男性または女性に偏っている参画の場で、その偏りが解消されます	審議会などの女性委員の登用率（委員の女性割合）	40%	—	24.6%	27.9%	松戸市総務課調べ	
		女性の就労率（収入のある仕事をしていると回答した人の割合）	高める	—	62.0%	54.3%	男女共同参画社会に関する市民意識調査	
		家事労働の夫への役割変更希望（夫の分担を希望する割合）	妻減らす	妻	41.0%	44.1%	男女共同参画社会に関する市民意識調査	
			夫増やす	夫	47.4%	31.4%	男女共同参画社会に関する市民意識調査	

個別目的 4：男女共同参画社会の実現をみんなで推進するまち

目標	評価指標名	計画目標値	成果（目標達成度）			根拠（出展）	
				H23 年度	H28 年度		
1	男女共同参画のまちづくりに関心を持つ人が増えます	男女共同参画への関心度(男女共同参画に関心があるとする人の割合)	高める	女性	40.6%	50.5%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	39.5%	52.0%	
2	女性センターゆうまつどを活用する人が増えます	男女共同参画目的の利用率(男女共同参画推進グループと目的公用の割合)	20%	—	11.8%	10.2%	松戸市女性センター調べ
		女性センター事業の認知度(女性センターの事業を知っている人の割合)	30%	女性	5.0%	5.2%	男女共同参画社会に関する市民意識調査
				男性	1.5%	2.8%	
3	市役所の男女共同参画が進みます	市役所職員の男女共同参画への関心度(男女共同参画に関心があるとする職員の割合)	高める	女性	44.0%	71.4%	男女共同参画社会に関する職員意識調査
				男性	39.9%	62.6%	
		市役所職員の男女別構成・専門職を除く（管理職割合の差）	差を減らす	女性	9.7%	11.4%	松戸市人事課調べ ※H24.4、H29.4
				男性	34.2%	27.0%	

※ 男女共同参画社会に関する市民意識調査

対象者：市内在住の20歳以上の男女4,000人、回収率：39.1%

※ 男女共同参画に関する児童・生徒アンケート

対象者：市内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の男女、計1,705人、回収率：93.4%

（2）全110実施事業の評価

基本施策ごとに設定した全110実施事業の成果目標と活動目標において、成果目標で69事業（62.7%）、活動目標で74事業（67.3%）が75%以上を達成しました。

（図【成果目標の達成状況】【活動目標の達成状況】を参照）

図【成果目標の達成状況】

達成状況	事業数(110事業)			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①100%以上	45	45	49	47
②75%以上100%未満	23	22	20	22
①+②	68	67	69	69
達成率（①+②の割合）	61.8%	60.9%	62.7%	62.7%

図【活動目標の達成状況】

達成状況	事業数(110事業)			
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①100%以上	50	51	55	55
②75%以上100%未満	16	21	18	19
①+②	66	72	73	74
達成率（①+②の割合）	60.0%	65.5%	66.4%	67.3%

第3章 計画の概要

1 計画の性格と位置づけ

「松戸市男女共同参画プラン 第5次実施計画」は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に位置づけます。

また、「松戸市総合計画」を上位計画として、「松戸市総合戦略」及び他分野の個別計画との整合性を図り、現行の「松戸市男女共同参画プラン」の理念を継承しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応するため、関係する施策を総合的に体系化し、市の基本的な方向性を示すものです。

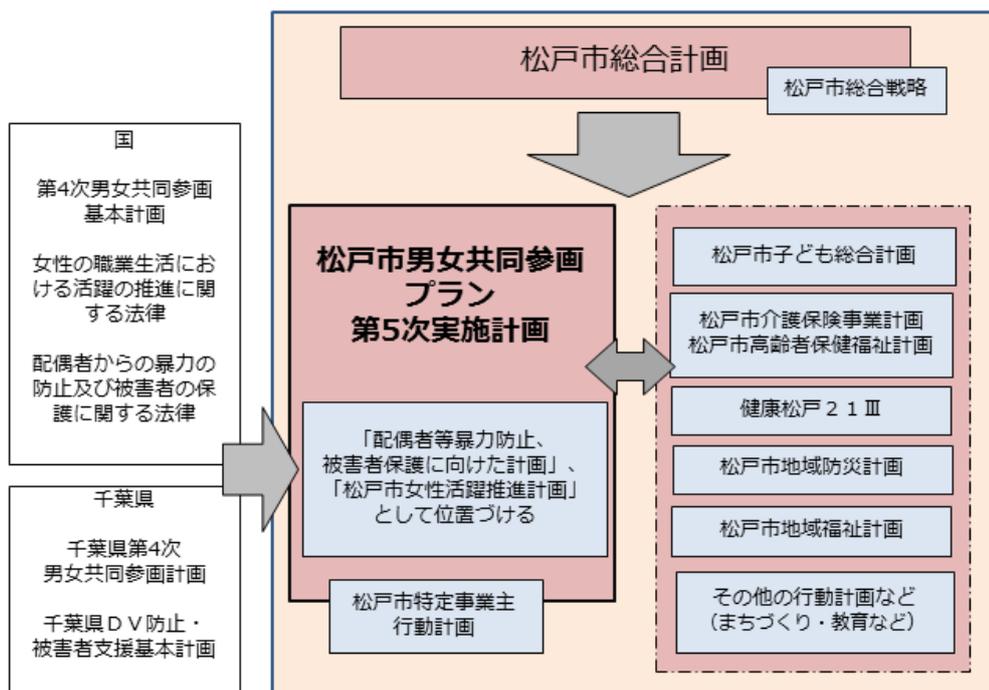
平成28年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）及び「男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査」の分析結果と、「松戸市男女共同参画推進協議会」での議論を踏まえて策定しました。

平成27年に制定された「女性活躍推進法」においては、地方公共団体は、特定事業主行動計画を策定、公表するとともに、推進計画を策定するものとされています。この計画は、同法第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての「市町村推進計画」に該当し、めざすまち1を「松戸市女性活躍推進計画」として位置づけます。

また、この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として位置づけます。

なお、この計画は、本市において、女性と男性が「地域」で暮らし、「地域」で支えあい、「地域」で自分らしく生きることを、市民一人ひとりがそれぞれの選択によって実現できることを目指し、そのために必要な施策を市全体として推進していくための計画です。

※この計画における「地域」とは、町会・自治会等の単位で市民一人ひとりが暮らす「生活圏」を意味します。



2 計画の期間

「松戸市男女共同参画プラン」においては、計画期間を平成 32 年度までとしていますが、第 2 次実施計画から基本計画と統合して 5 年ごとに計画を策定することが明記されているため、第 5 次実施計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

3 計画の基本理念とめざすまち

基本理念

自分らしく安心して暮らせるまち

松戸のまちを舞台にして、職場、家庭、学校、地域などのあらゆる分野で、女性も男性も個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営むことによって、地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせるまち、これが松戸市のめざす「男女共同参画」のまちの姿です。

めざすまち

I 女性も男性も支え合えるまち

日本全体の社会構造が変わり、女性も男性もそれぞれをとりまく社会環境が大きく変化しています。子育てと介護を女性と男性が共同で担いながら、一人ひとりの多様な働き方を可能にし、経済的にも精神的にも、お互いが支え合いながら暮らせるまちをめざします。

II いろいろな家族のかたちを尊重するまち

共働き家庭、夫婦のうちどちらか一人が働く家庭、ひとり親家庭、高齢者世帯、単身世帯など、さまざまな家族のかたちを認め、いろいろな要因により困難な状況にある人たちを支える仕組みが求められます。

性別などを理由とした差別やあらゆる暴力をなくし、子どもたちが性別にとらわれず自らの意思をもって成長し、家族それぞれお互いがともに暮らしていくことの責任と覚悟を持ち、家族がお互いの体験や経験や楽しさを分かち合い、支えあうことを認められるまちをめざします。

III 女性も男性も地域でつながりあうまち

地縁団体である町会・自治会などの活動や、子ども会活動、防災活動などの地域の活動に若い世代の女性と男性がともに参加し、地域の担い手となり、高齢者も若い世代も、男女がつながりあい、活躍できるまちをめざします。

4 重点的に取り組む課題

少子社会・超高齢社会の現実化、夫婦のうちどちらか一人が働く家庭と共働き家庭の割合の逆転、社会構造変化、子どもの貧困や女性の貧困問題など、男女共同参画の新たな課題の解決が必要です。

基本理念である「自分らしく安心して暮らせるまち」の実現のために、第4次実施計画までに目標達成が困難であった課題、および、新たに推進が必要な課題として6つの課題を「重点的に取り組む課題」として設定します。

【重点的に取り組む課題】

- ① 男女が育児・介護と仕事を両立できる（課題1）
- ② 子育て中の女性が働き続ける（課題2）
- ③ 女性の視点を取り入れた政策を実現する（課題5）
- ④ あらゆる暴力をなくす（課題6）
- ⑤ 子どもが性別にとらわれずに育つ（課題8）
- ⑥ 若い世代が安心して暮らせる（課題9）

5 計画の体系

めざすまち	視点	課題	施策
松戸市女性活躍推進計画			
I 女性も男性も支え合えるまち	1 働きたい女性が活躍できる	1 男女が育児・介護と仕事を両立できる 【重点的に取り組む課題①】	① 子育て、介護のサポートの充実 ② 子育てや介護を優先できる職場環境づくり
		2 子育て中の女性が働き続ける 【重点的に取り組む課題②】	① 女性の就労を応援する ② 女性も男性も、市内で就労できる
		3 男性の仕事中心の生活を見直す	① 男性が家事・育児へ関わることへの抵抗感を減らす ② 男性の長時間労働を解消する
	2 男女が個性と能力を発揮する	4 性別による固定的な役割分担をなくす	① さまざまな分野で女性と男性一人ひとりの能力を生かす
		5 女性の視点を取り入れた政策を実現する 【重点的に取り組む課題③】	① 女性が政策や方針決定に参画する
II いろいろな家族のかたちを尊重するまち	3 男女の人権を尊重する意識を高める	6 あらゆる暴力をなくす 【重点的に取り組む課題④】	① 女性、男性に対する暴力をなくす ② 高齢者に対する暴力をなくす ③ 子どもに対する暴力をなくす
		7 女性も男性も自分の健康を守る	① 女性が自分の健康を守るための環境を整える ② 女性、男性の不安や悩みを解決する
		8 子どもが性別にとらわれずに育つ 【重点的に取り組む課題⑤】	① 子どもの男女共同参画に関する意識を高める
	4 困難な状況にある男女が生きやすくなる	9 若い世代が安心して暮らせる 【重点的に取り組む課題⑥】	① 経済的に不安定な若い世代を支援する ② ひとり親家庭が安心して生活できる
III 女性も男性も地域でつながりあうまち	5 女性と男性が地域で活躍できる	10 地域活動に参加する女性と男性を増やす	① 地域で支えあう仕組みづくり ② 子育て世代が地域とつながる
		11 高齢者が安心して生活できる	① 健康的に社会生活ができるよう支援する
計画の推進体制		取 組 み	
		取組み1 男女共同参画を推進する組織・団体との連携を進める	
		取組み2 男女共同参画の推進拠点「女性センターゆうまつど」の機能強化を図る	
		取組み3 市職員の男女共同参画を推進する	

※「課題」の網掛け部分は「重点的に取り組む課題」

第4章 施策の方向

めざすまちⅠ 女性も男性も支え合えるまち

視点1 働きたい女性が活躍できる

課題1 男女が育児・介護と仕事を両立できる

現状と課題

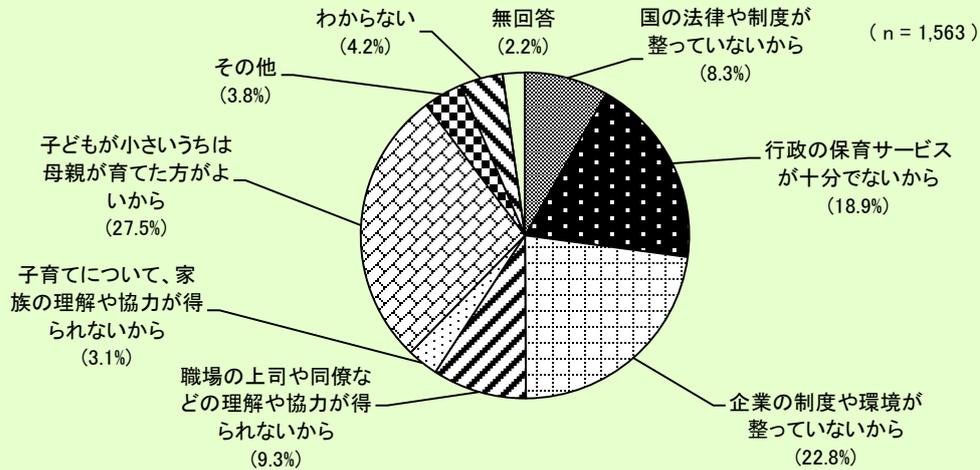
平成 28 年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「女性が子育てで仕事を辞める理由」の半数は、法律や保育等の制度・環境の整備を理由とするものでした。働きたいと望む女性の希望を叶えるためには、女性を取り巻く社会環境（子育て・介護など）に対する整備が必要不可欠です。また、「女性の社会進出を阻む心理的要因」としては、「子育て・教育」や「家事」に続いて、「条件に合う仕事がないこと」「家族の協力が得られないこと」をあげている回答が多くありました。女性が家族や家庭の事情を優先しなければならない状況が見えます。

平成 27 年 4 月に施行された、「子ども・子育て支援法」により、本市においても、子ども政策と子育て支援の充実に力を注ぎ推進しており、平成 28 年 4 月と 29 年 4 月には 2 年連続で待機児童ゼロを実現しています。また、「女性活躍推進法」の施行後、全国的に、出産後も仕事を持ち続ける女性が大幅に増加しているなか、本市においても就労の継続意向は増加しています。

図表 I -1-(1)-①

女性が子育てで仕事を辞める理由

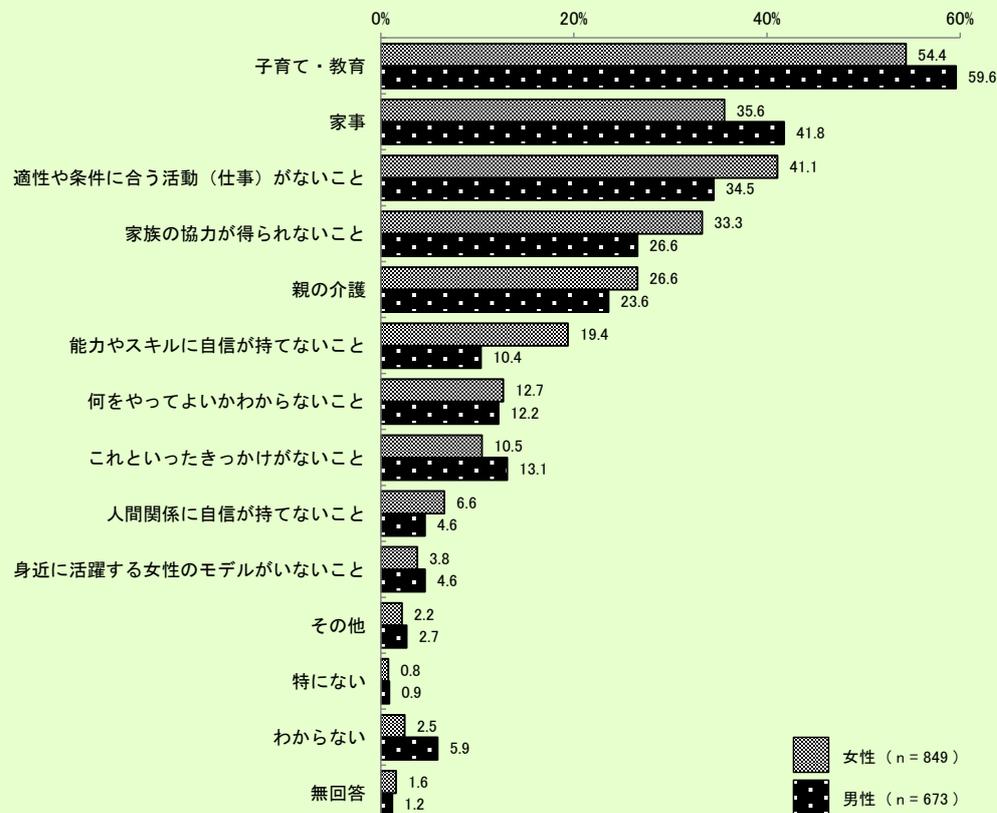
・法律や保育サービス等の制度・環境を理由とする離職がほぼ半数です。



図表 I -1-(1)-②

女性の社会進出を阻む心理的要因は何か

- ・男女ともに、子育て・教育が最も多くなっています。
- ・家事を要因と考えているのは女性よりも男性のほうが多い結果となっています。

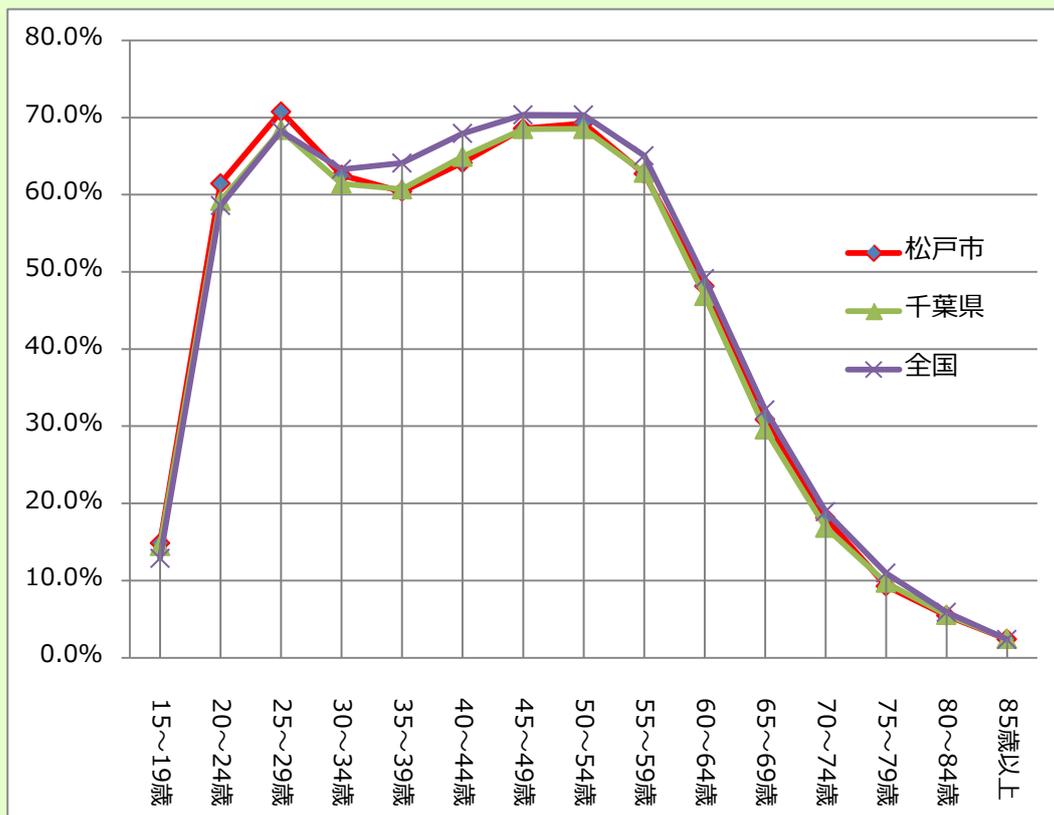


資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

図表 I -1-(1)-③

女性の就業者比率

・千葉県とは全年代においてほとんど変わらないが、全国と比べると 30～44 歳の就業率が約 5% 低くなっています。

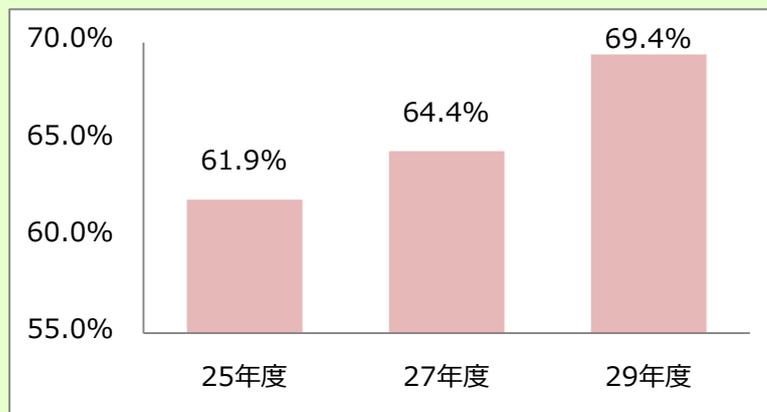


資料 国勢調査就業状態等基本集計（平成 27 年 総務省統計局）

図表 I -1-(1)-④

女性の就労割合（松戸市総合計画 後期基本計画進行管理のための市民意識調査より）

・市民意識調査の結果からみると、松戸市総合計画後期基本計画で掲げた目標値である、60%を上回っています。



資料 松戸市総合計画 後期基本計画進行管理のための市民意識調査（平成 25・27・29 年度 松戸市）

施策の方向性

本市では、「安心して結婚、出産、子育てができるまち」を目指して、待機児童対策、子育てコーディネーター事業、親子すこやかセンターの設置をはじめとした総合的な子育て世代への支援を重点施策として推進しています。

また、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置し、相談窓口を身近にすることで介護者に対する支援を行っています。

働きたいと望む女性がキャリアを諦めることなく働き続けることができるような環境の整備や充実と、男性も女性も性差なく長い期間を働くことができるための、ライフスタイルにあったテレワークやフレックスなどの柔軟な働き方、また、市内の企業や事業所に雇用があることが求められています。

特に、女性の負担となりがちな子育てや介護を理由に働くことをあきらめたり、希望する働き方が実現できない人を減らすためには、まずは保育制度をはじめとする子ども・子育て支援や介護支援の充実が必要です。

また、近年、育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」の状況にある家庭への支援も必要です。

施策に沿った事業展開

①子育て、介護のサポートの充実

	事業名	事業概要	担当部署
1	待機児童の解消	保育を必要とする児童が保育所等に入所ができ、安心して子育てと就労等を両立できるよう待機児童の解消に向けた取り組みや、保護者のニーズに応じた取り組みを積極的に進めていきます。	幼児保育課
2	乳幼児の施設による地域支援の充実	子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援とともに、地域社会で成長していくうえで子どもが通う保育所（園）や幼稚園、学校と専門機関との連携を充実させていきます。	子育て支援課 幼児保育課 子どもわかもの課
3	放課後子ども総合プランの推進	全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう放課後児童クラブと放課後 KIDS ルームの両事業を実施し、「安全な場所であること」、「子どもの成長支援の場」であること、保護者の「仕事と育児の両立支援の場」であるという視点を基に推進していきます。	子育て支援課

4	地域子育て支援拠点事業 (おやこ DE 広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座なども行っています。	子育て支援課
5	親子すこやかセンターの推進	保健師・助産師・社会福祉士が関係機関と連携しながら、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安に対する支援を行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
6	一時預かり事業(保育所等、おやこ DE 広場等、幼稚園)	幼稚園・保育所(園)・おやこ DE 広場などで、一時的にお子さんを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	幼児保育課 子育て支援課
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	地域の中で、育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、保育園の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う会員組織です。	子育て支援課
8	病児・病後児保育事業	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。	子育て支援課
9	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	出産や病気などの理由により、数日間にわたりお子さんの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日・土曜養護もあり)。	子ども家庭相談課
10	介護・介護予防等給付	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい日常生活を営むことができるように、自宅や施設などでの生活を支援するサービスの提供を行います。	介護保険課
11	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者ができるだけ支援や介護が必要な状態にならず、また万が一支援が必要な状態になっても重度化しないようにするために、介護予防と日常生活を総合的に支援します。	介護保険課 高齢者支援課
12	地域包括支援センターの総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担い、保健、医療、福祉や介護などの高齢者の総合相談に対応します。	高齢者支援課
13	はじめての介護講座実施	適切な介護知識や技術を習得できる講座を実施します。	介護保険課
14	高齢者あんしん 100 番	高齢者向けの電話相談専用ダイヤルを設置し、介護保険、介護予防サービス等の相談を受け付けます	高齢者支援課
15	その他高齢者のためのサービス	配食サービス・軽度生活援助・紙おむつ支給などを行います。	介護保険課

②子育てや介護を優先できる職場環境づくり

	事業名	事業概要	担当部署
16	労働支援事業	賃金不払い、解雇、労使関係、労働条件、採用、雇用保険など雇用関係に伴うトラブルなど、労働者・事業主の方の労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを実施します。	商工振興課



保育所の様子



おやこ DE 広場



放課後児童クラブ

課題 2 子育て中の女性が働き続ける

現状と課題

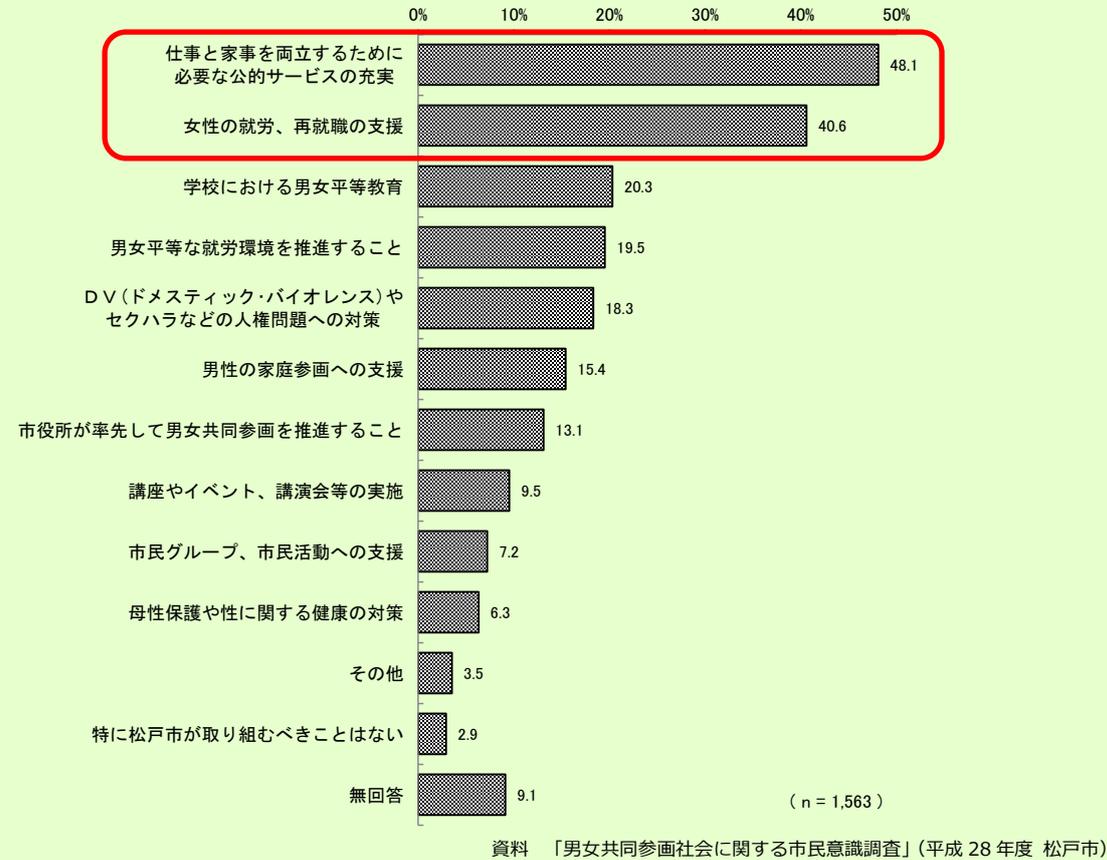
全国的には、女性の平均勤続年数は男性に比べると短い状態ですが、さまざまなライフステージを越えて働き続けることを望む女性は毎年増加傾向にあります。第一子出産後に就業を継続する女性の割合は、約6割へと上昇しています。

女性が男性と同じように、結婚、出産、介護などの家庭の状況に変化が起きても就労を継続し、両立した生活を可能とするためには、子育て、保育、介護の支援策の充実を図るとともに、職場や地域におけるあらゆる場面での社会全体の意識改革が求められています。

図表 I -1-(2)-①

松戸市が取り組むべき施策は何か

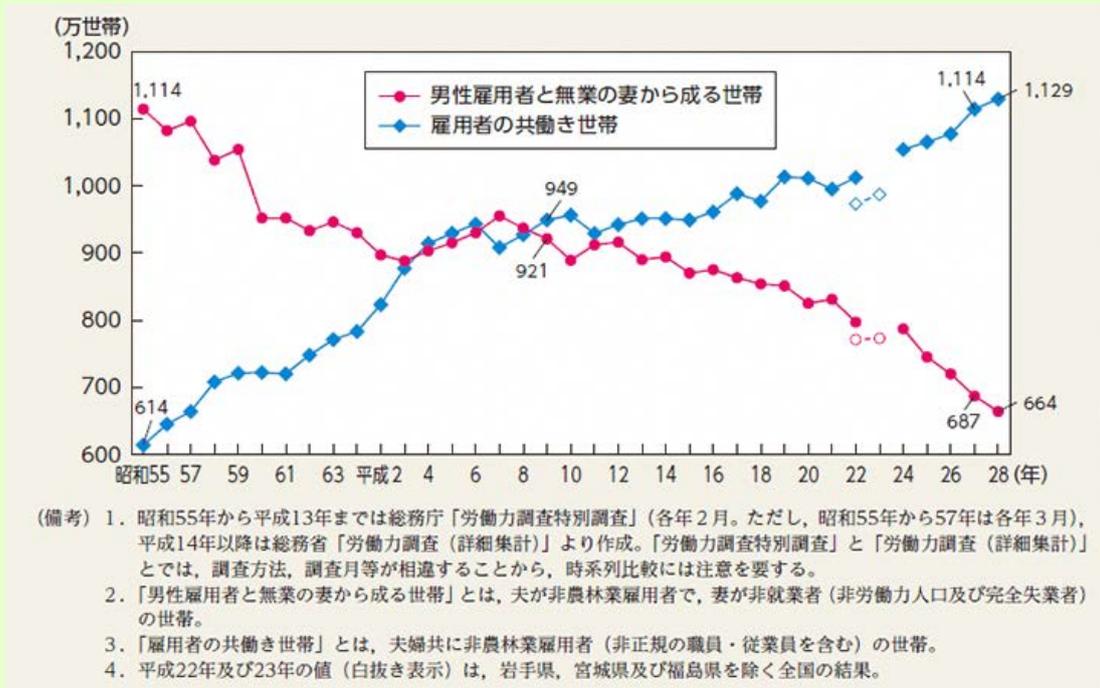
・「仕事と家事を両立するために必要な公的サービスの充実」や「女性の就労、再就職の支援」を回答した人が非常に多くなっています。



図表 I-1-(2)-②

共働き等世帯数の推移（国）

・共働き世帯は年々増加傾向にあり、平成28年には1,129万世帯となっています。



資料 「男女共同参画白書」(平成29年度 内閣府男女共同参画局)

施策の方向性

女性が、従来の正規・非正規雇用の労働スタイルだけでなく、起業やテレワークなどの柔軟な働き方の選択の幅を広げて、女性の就業機会の拡大を可能にするために、市内の企業をはじめとする労働関係機関等と連携を図り、同一労働同一賃金等の待遇改善等や、就労の継続や再就職に向けた取組みを実施します。

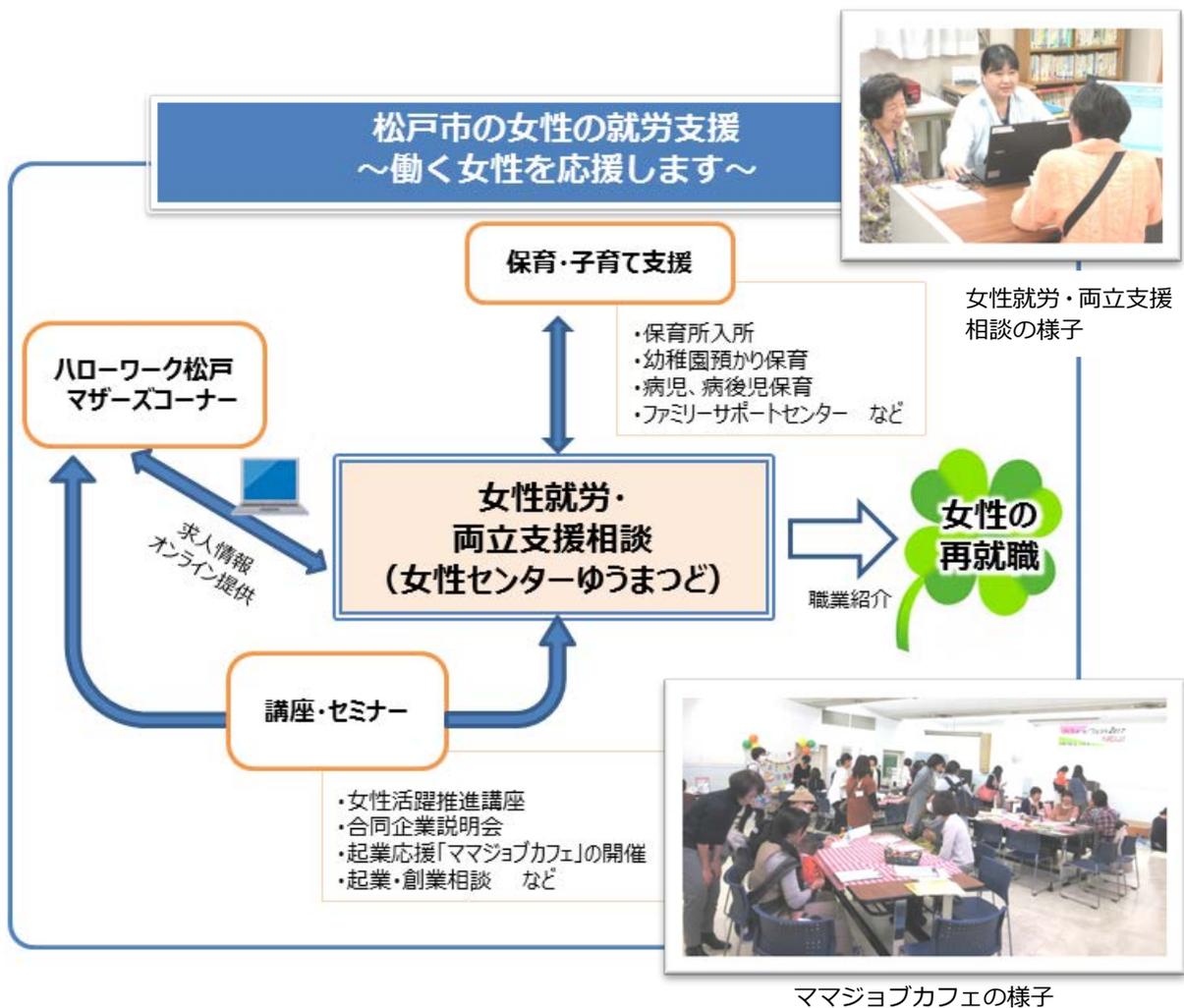
また、就労・両立支援相談や就労支援セミナーの開催を通して、女性の職業能力開発や起業を応援すると同時に、男性の就労も支援します。女性も男性も、子育てや介護等を理由として離職することを減らすように、企業に対して意識改革の機会を持ちます。

女性が、さまざまな場面でチャンスを与えられたときに、こころのバリアを持つことのないようにチャレンジすることが、「女性活躍」の第一歩となります。

施策に沿った事業展開

①女性の就労を応援する

	事業名	事業概要	担当部署
17	就労支援事業	就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。現在働いている方、これから働き始める方のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
18	まつど女性就労・両立支援相談事業	キャリアカウンセラー等が、再就職を望む女性が個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、子育てや介護などの情報提供等を行いながら再就職や起業の相談を行っています。	男女共同参画課
19	女性の再就職・起業支援講座	ハローワーク松戸と連携した再就職支援セミナーや起業・創業を目指す女性に向けた講座等を実施します。	男女共同参画課



②女性も男性も、市内で就労できる

	事業名	事業概要	担当部署
20	就労支援事業	就労支援セミナーや、合同企業説明会を行っています。現在働いている方、これから働き始める方のための啓発冊子を発行しています。	商工振興課
21	保育士等確保事業	保育士資格の取得支援のために、講座の費用を補助します。また、市内民間保育園に保育士として就職することが決定した場合に、就職準備金の貸付けを行います。	幼児保育課
22	介護人材確保・定着事業	要介護者の増加等に伴う介護人材の不足に対応するため、介護従事者を確保・定着させるための施策を展開します。	介護保険課
23	介護人材育成事業	正社員を目指す人が、介護事業所で勤務しながら、介護の資格を取ることができる事業を実施します。	介護保険課

課題3 男性の仕事中心の生活を見直す

現状と課題

人生のステージにおいて、育児や介護などのさまざまな事情が発生したときに、長時間労働を前提とする男性中心型の労働慣行が、仕事と家庭生活の両立を不可能としていることが多く、特に、女性が正規雇用や管理職への希望をあきらめる要因の一つになっています。

また、出産後も就労継続する女性が増加し、男性が子育てと仕事の両立に不安を持つという新たな課題が発生しています。平成28年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」からは、平日、男性が育児にかける時間について、現状では「全くしない人」「1分以上1時間未満」の人が7割近くとなっていますが、逆に「1時間以上2時間未満」「2時間以上3時間未満」「3時間以上4時間未満」を合わせて7割以上の男性が、もっと育児に時間をかけたいと希望していることがわかりました。一方、女性は現状として6時間以上が4割を超えています。

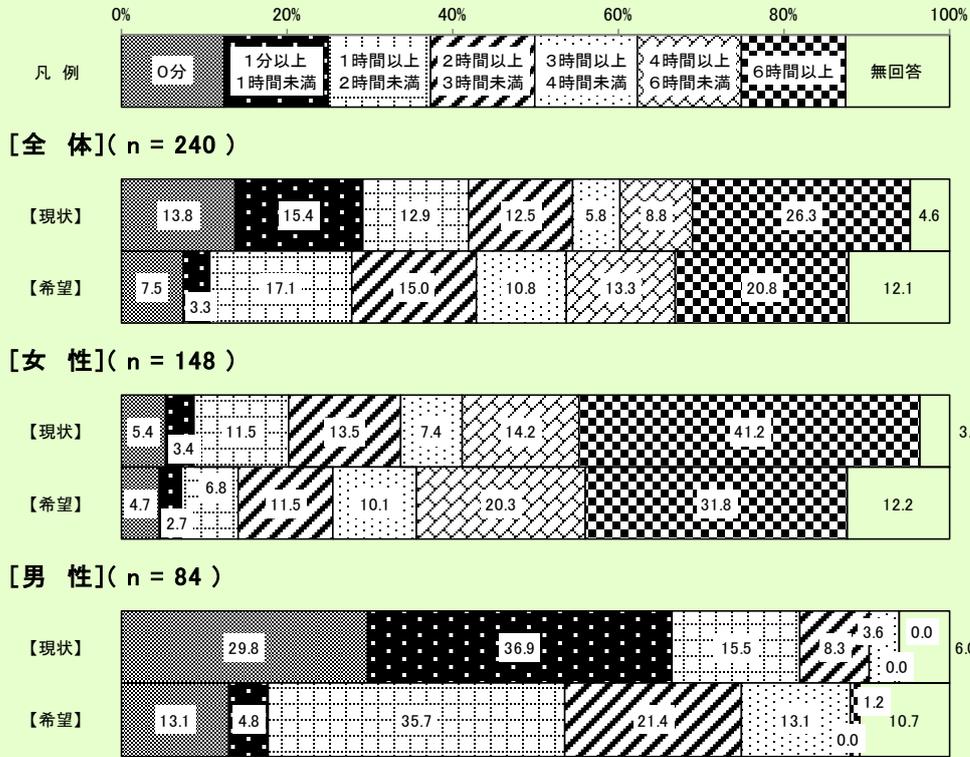
「男性の家庭参画に必要なものは何か」に対しては、男女を問わず「労働時間の短縮」と回答した人が最も多くなっています。

男女ともに、『「仕事」と「家庭生活」の両立』を望んでいる人が多いにもかかわらず、現実には、女性は「家庭生活」、男性は「仕事」を優先しているという状況であり、より一層の「ワーク・ライフ・バランス」の推進が求められています。

図表 I -1-(3)-①

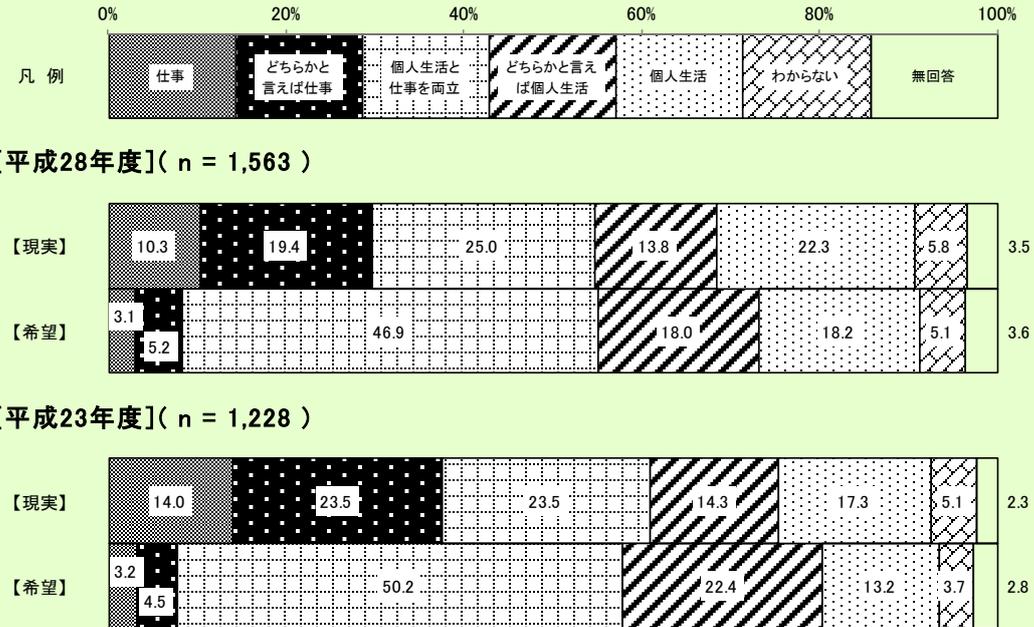
仕事・家庭生活・地域や個人生活の時間配分【現状】【希望】
【平日（仕事や学校のある日）】【2. 育児の時間】【性別】

※「n」はサンプル数を表し、以下の図表においても同様です。



図表 I -1-(3)-②

ワーク・ライフ・バランスの現実と希望【前回調査との比較】



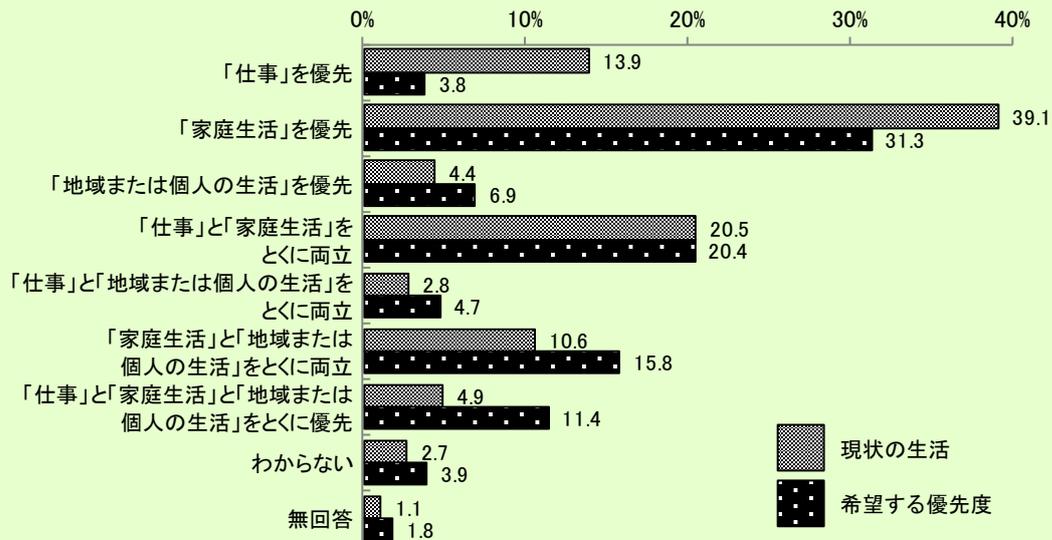
資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

図表 I-1-(3)-③

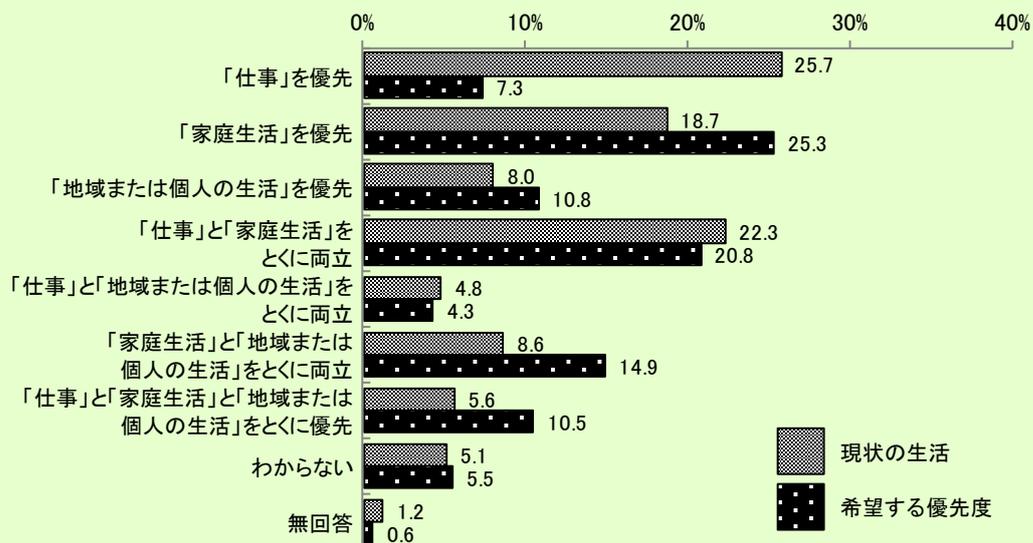
仕事・家庭生活・地域や個人生活の優先度【現状の生活・希望する優先度】

・女性は現状も希望も「家庭生活を優先」が特に多く、男性は現状では「仕事を優先」が多いが、「家庭生活」を優先、「仕事」と「家庭生活」の両立を希望する人が多くなっています。

[女性](n = 849)



[男性](n = 673)

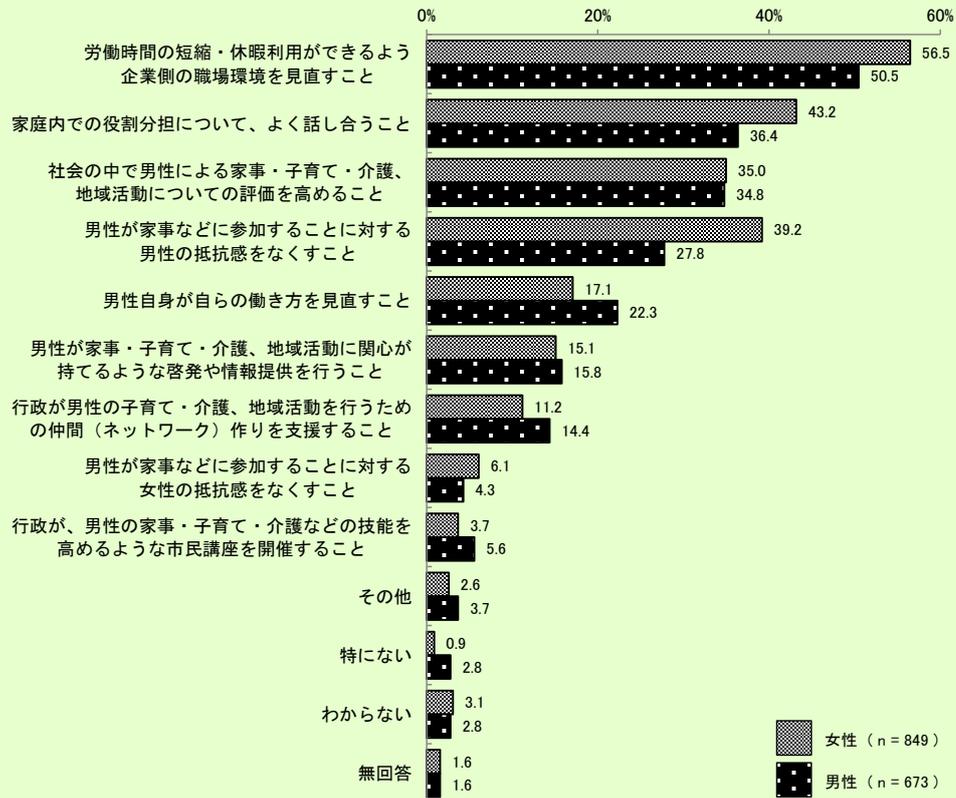


資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

図表 I -1-(3)-④

男性の家庭参画に必要なものは何か

・男女ともに労働時間短縮のための職場環境の見直しが最も多くなっていますが、男性の家事に対する抵抗感をなくすことが大事だと考えている女性が多いことがうかがえます。



資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

施策の方向性

男性中心型の労働慣行を見直していくためには、男性の意識改革を図ることや、男性自身が子育てや介護の知識を持つことにあわせ、パートナーと共に子育てを楽しみながら、情報交換できる仲間づくりを進めます。

また、労働関係機関や市内企業に対しての、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取組みを実施し、長時間労働是正に向けた取組みを図るとともに、テレワーク、フレックスタイム制度など柔軟な働き方を視野に入れた「働き方改革」に向けた周知を図ります。

施策に沿った事業展開

①男性が家事・育児へ関わることへの抵抗感を減らす

	事業名	事業概要	担当部署
24	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりをすすめていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
25	子どもから広がる地域づくり事業	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考えていきます。子育て中の家族だけでなく、大学生や地域のシニア層などを誘い、共に子育て支援活動を行います。企画・立案・実施ができるようなプレイリーダーを育成し、地域に根付く活動を展開します。	子どもわかもの課

②男性の長時間労働を解消する

	事業名	事業概要	担当部署
26	労働支援事業	賃金不払い、解雇、労使関係、労働条件、採用、雇用保険など雇用関係に伴うトラブルなど、労働者・事業主の方の労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくりなどをテーマにしたセミナーを実施します。	商工振興課
27	松戸市入札参加業者資格者への両立支援制度啓発	松戸市入札参加業者資格者へ、ワーク・ライフ・バランス等制度の情報提供をします。	契約課
28	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座・講演会を実施します。	男女共同参画課

視点2 男女が個性と能力を発揮する

課題4 性別による固定的な役割分担をなくす

現状と課題

平成23年度と平成28年度の市民意識調査を比較すると、「男は仕事、女は家庭」という役割分担の方がよいと思う人は若干減少しましたが、依然として35%以上の人が「よいと思う、ある程度そう思う」と回答しています。市民は、無意識のうちに、男性の長時間労働や女性の非正規雇用が前提の働き方などのイメージを作り出していると考えます。

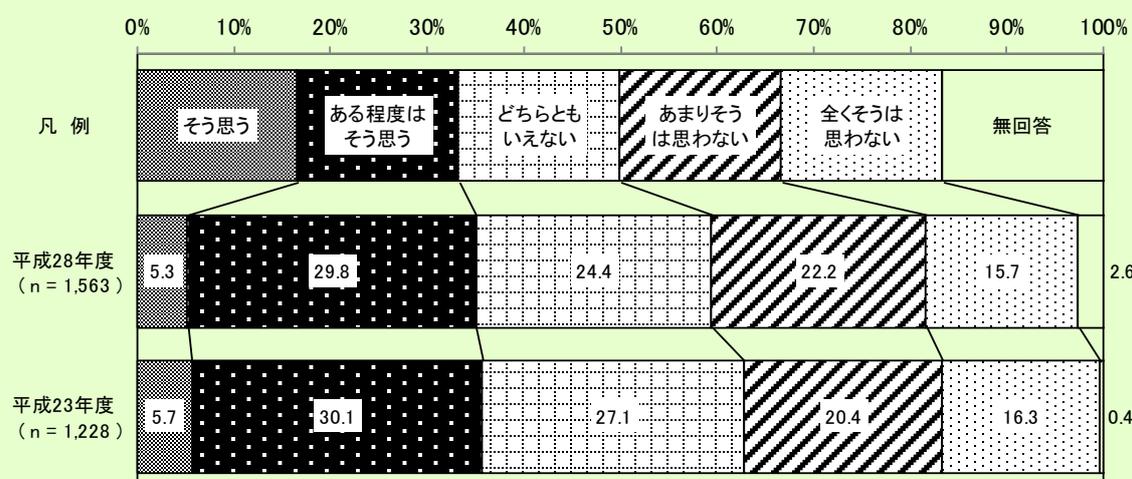
また、20代を除き、男性と比較して女性の方が共働きを肯定する人が多くなっていますが、全体としては、23年度と比較すると共働きを肯定する人は減少しています。

一人ひとりが、自分らしく生きることができる社会の実現には、女性も男性も、家庭や地域や職場において、それぞれが責任と覚悟を持って生活に臨み、就職、結婚、出産、転職、退職などいろいろな場面において、自分の意思で選択できることが求められています。

図表 I-2-(4)-①

「男は仕事、女は家庭」という役割分担の方がよいと思う

・5年前の調査と比較して顕著な変化は見られません。



資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成28年度 松戸市)

図表 I-2-(4)-②

※「×」はクロス集計の分析軸を表し、以下の図表においても同様です。

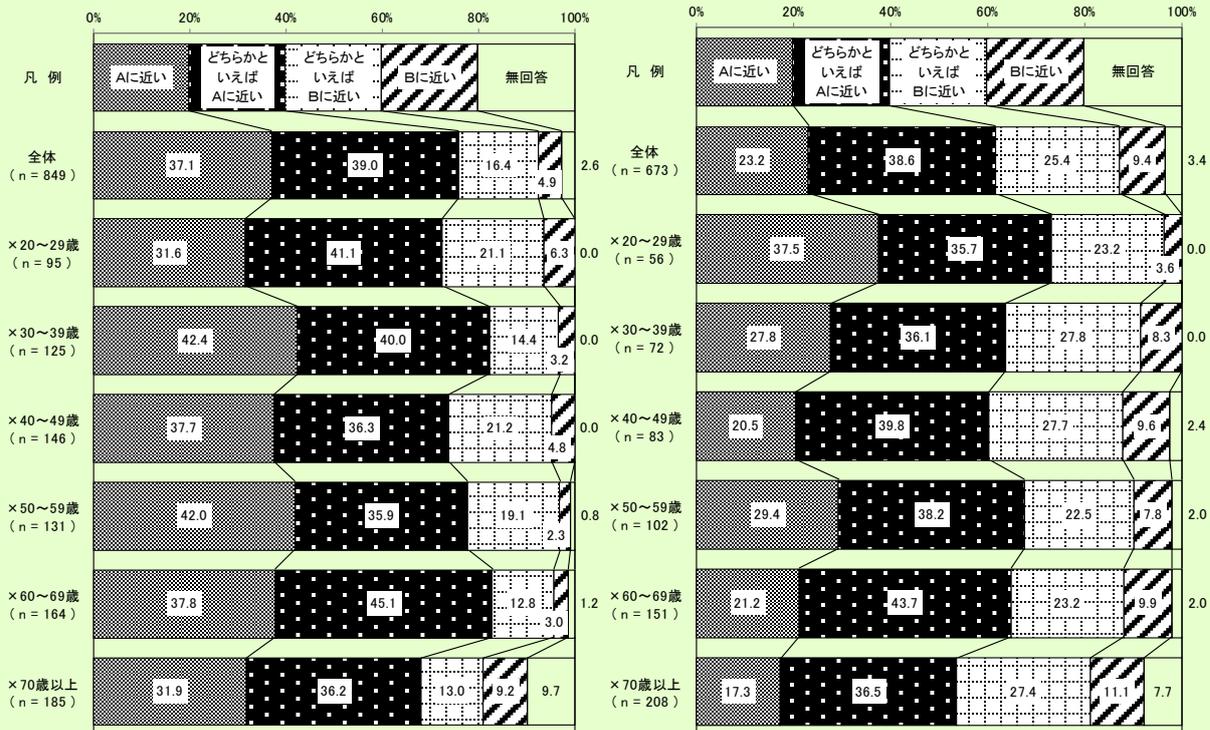
多様な生き方を肯定できるか [性・年代別]

Aの考え方：夫婦共働きは、妻も経済的に自立できるのでよいと思う

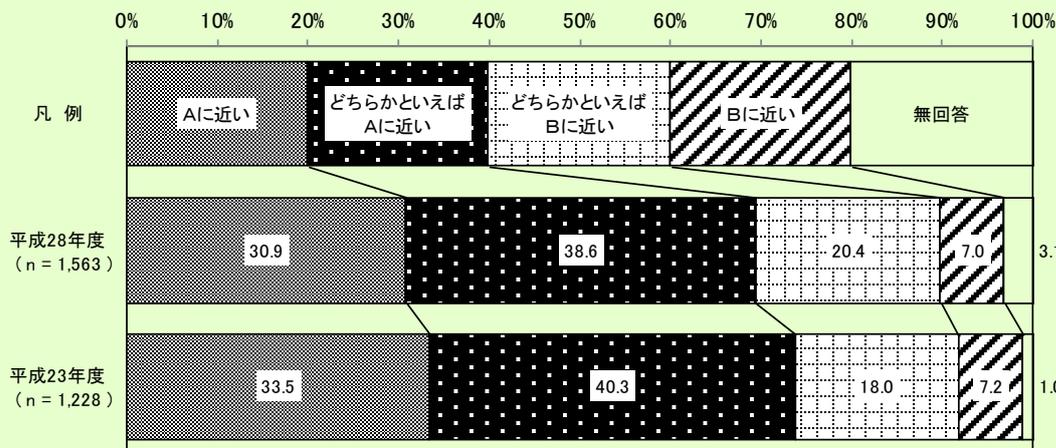
Bの考え方：夫が働いて生計が維持できるなら妻が働く必要はないと思う

[女性]

[男性]



[前回調査との比較]



資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成28年度 松戸市)

施策の方向性

無意識のうちに、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な役割を求めたり、自分自身がそれに縛られていることがあります。大家族や近所の大人が一緒になり子育てをしていた時代から、現在は、母親ひとりが子育てを背負っていることが多い状況の中で、特に、子どもから離れられない、ダブルケアをしている、子育てに自信が持てないなど、昔と比べてそれぞれの抱えている状況が多様化しています。母親が子育てをひとりで背負うのではなく、父親とともに、親としての責任を持って、子どもに向き合えることが必要です。

女性も男性もお互いが、自分に対しても相手や周りの人に対しても社会的性別（ジェンダー）にとらわれない視点を持ち、男女が対等な関係性を持って、共に様々な分野において、活躍し能力が発揮されるよう、固定的役割分担意識の解消に向けた取組みを推進します。

施策に沿った事業展開

①さまざまな分野で女性と男性一人ひとりの能力を生かす

	事業名	事業概要	担当部署
29	講座・セミナーの充実	「男は仕事、女は家庭」といった考え方、慣習である「固定的な性別役割分担意識」を解消するため、講座やセミナーによる啓発を行います。	男女共同参画課
30	男女共同参画に関する男性の理解の促進	情報紙「ゆうまつど」や市の広報、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進する講座などを通して、男女共同参画への男性の理解の促進を図ります。	男女共同参画課
31	講座やイベントにおける一時預かり	講座やイベントの実施に伴い、参加者（女性・男性を問わず）のお子さんの預かりを実施します。	男女共同参画課 各関係課
32	男女共同参画に関する情報提供	情報の収集を行うとともに、図書の貸し出し、SNS・ホームページへの掲載、パネル展示を行い情報の提供を行います。	男女共同参画課
33	男女平等教育・学習の充実	固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、家庭や地域で男女平等意識を育むために、講座やセミナーを実施します。	男女共同参画課

課題 5 女性の視点を取り入れた政策を実現する

現状と課題

本市の抱えるさまざまな複雑化した課題を解決するには、多角的な視点で柔軟に政策を推進することが求められており、特に、その政策決定過程において、「女性の視点」や「男女共同参画の視点」を持つことが重要です。

本市の審議会等における女性の登用率は、平成 23 年から平成 28 年まで約 24～27 パーセントで推移しており、あまり増加していません。また、町会・自治会、消防団、防災リーダーなどの地域活動を担っている女性は、増加傾向にありますが、男性に比べると少ない状況です。

施策の方向性

審議会等の設置を担当している関係課において、意識的に女性委員の拡大を図ることに取組むとともに、町会・自治会等をはじめとする地域のさまざまな分野において、女性が積極的に地域活動に参加できるように働きかけを行います。

施策に沿った事業展開

① 女性が政策や方針決定に参画する

	事業名	事業概要	担当部署
34	審議会等への女性委員登用の促進	女性の参画が進まない分野でもあることから、審議会等における女性の参画を進め、女性登用率の向上を図ります。	男女共同参画課 各関係課
35	農業委員および農地利用最適化推進委員への女性登用の促進	会議や広報などで、農業委員および農地利用最適化推進委員への女性の参画を積極的に呼びかけます。	農業委員会

めざすまちⅡ いろいろな家族のかたちを尊重するまち

視点3 男女の人権を尊重する意識を高める

課題6 あらゆる暴力をなくす

現状と課題

性別や年齢に関係なく、暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の防止、被害者の安全確保、生活の自立を支援することが必要です。

若い世代や児童の性的搾取やストーカー行為、配偶者等からの暴力（DV）等の犯罪など性に起因する犯罪の被害者は、男性による女性被害がほとんどですが、近年、男児や男性が被害者となる場合や同性同士の場合も増えています。

平成28年度の市民意識調査からは、「何を人権侵害と思うか」に対して、【金銭等を介する援助交際は、人権侵害だと思う】と答えた人の割合は、平成23年度に実施した同調査よりも高くなってはいるものの、年代によっては「どちらともいえない」「あまりそうは思わない」との答えも多く、認識にずれがあることがわかります。また、【ヌード雑誌など体を商品のように扱うのは、人権侵害だと思う】を「まったくそうは思わない」「あまりそうは思わない」と答えた人の割合は、若い世代の男性が高い傾向にあります。

また、言葉や態度によるDVの被害者には、男女の差がほとんどなく、女性も男性も被害に遭っていることがわかります。

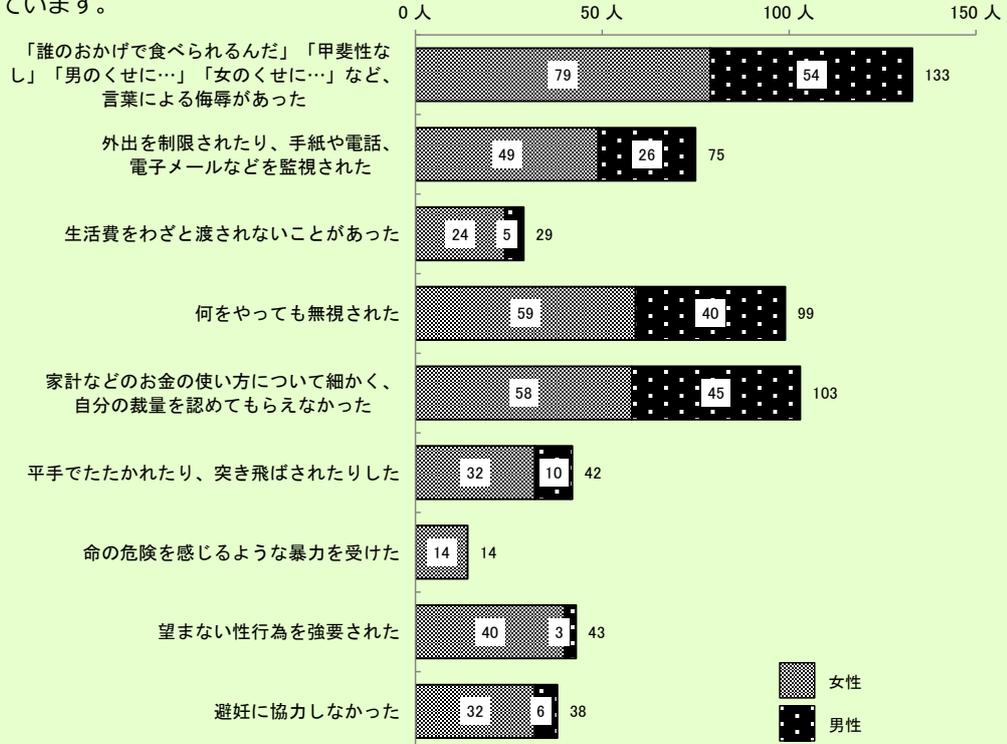
家庭で起こりやすいDVは外部から見えづらいために潜在化しやすく、被害が深刻化するなどの状況にあります。DVは、その子どもにも悪影響を及ぼすことを考慮する必要があります。

「千葉県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例」に基づいて「犯罪被害者のための対応マニュアル」が作成され、関連機関の相談体制の連携が求められています。

図表 II-3-(6)-①

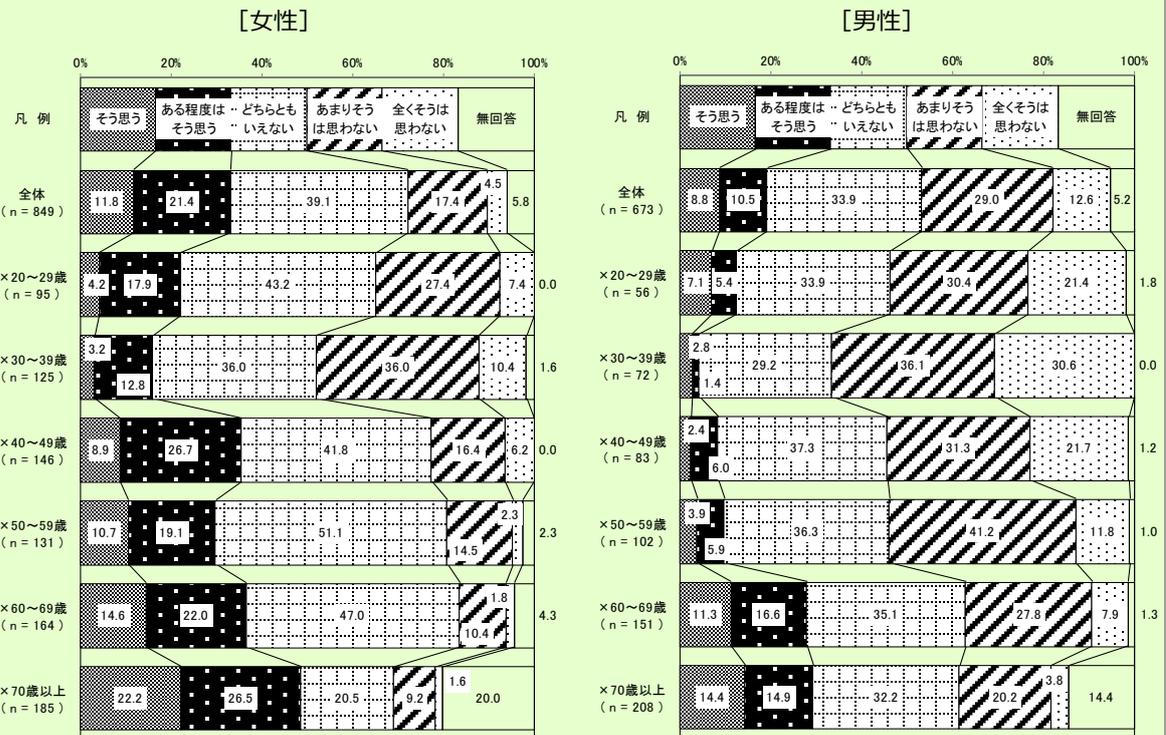
DVがどの程度あるか（《あった》と回答した人数）〔性別〕

・暴力や強要によるDVは「女性」が受けていることがほとんどですが、言葉や態度によるDVは男性も受けています。



図表 II-3-(6)-②

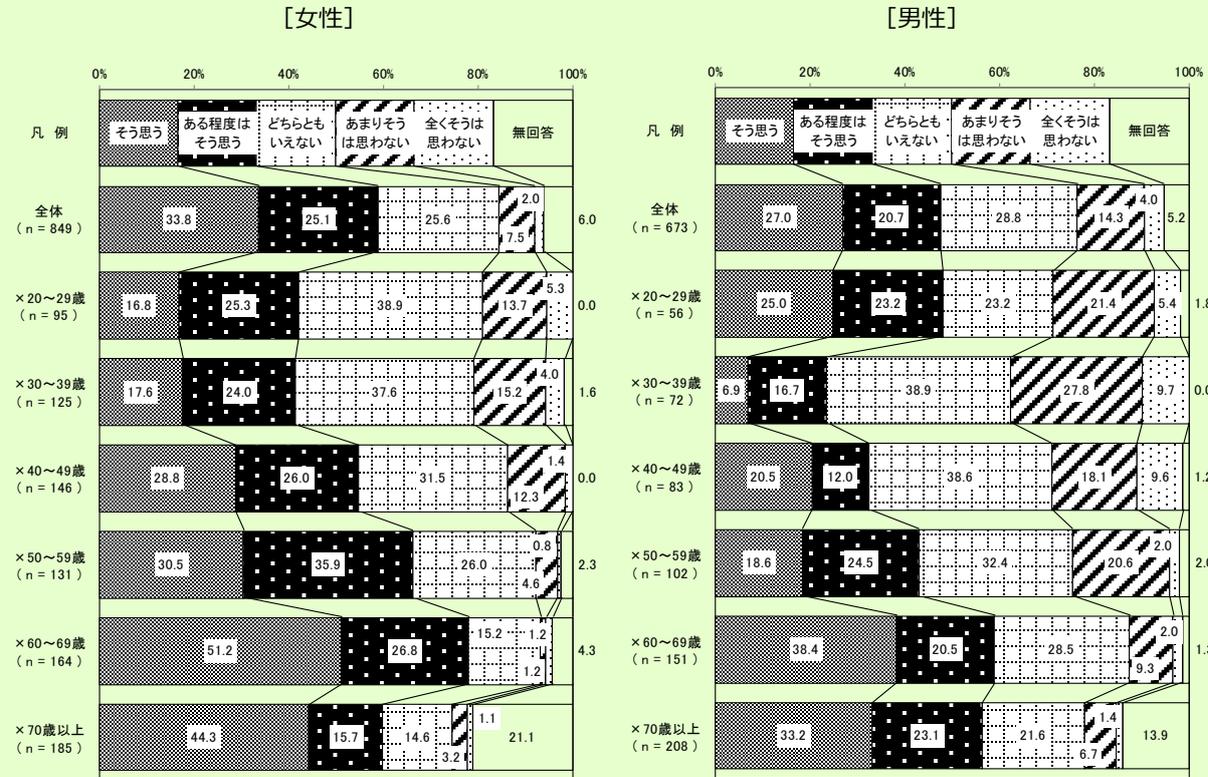
何を人権侵害と思うか【ヌード雑誌など体を商品のように扱うのは、人権侵害だと思う】〔性・年代別〕



資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

図表Ⅱ-3-(6)-③

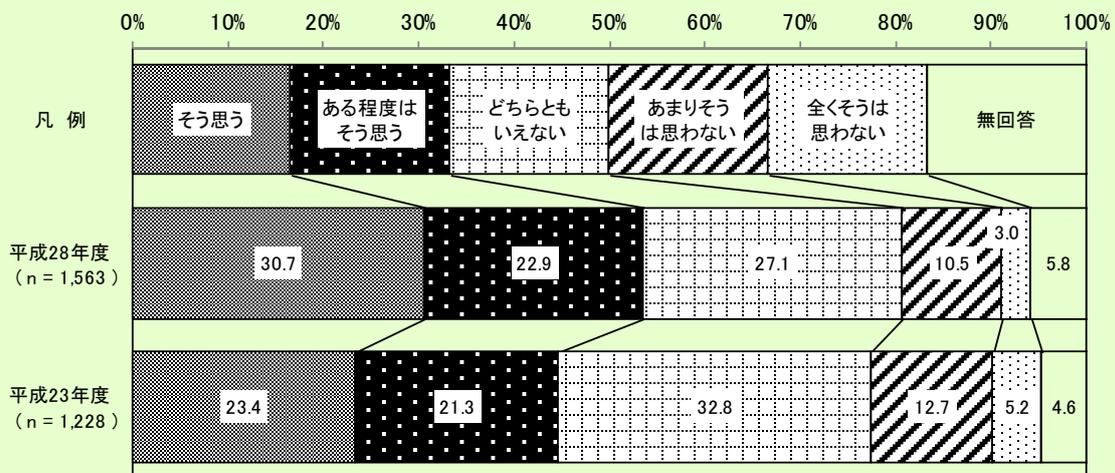
何を人権侵害と思うか【金銭等を介する援助交際は、人権侵害だと思う】〔性・年代別〕



図表Ⅱ-3-(6)-④

何を人権侵害と思うか【金銭等を介する援助交際は、人権侵害だと思う】

〔前回調査との比較〕



資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成28年度 松戸市)

施策の方向性

暴力に対する相談や通報があった場合には、情報の調査、地域の見守り等ネットワークの協力によるケースワークを行い、他機関への紹介等を行います。すべての市民が安心・安全に暮らせるよう、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制を整えていきます。

また、若い世代や児童への性的搾取やストーカー行為、配偶者等からの暴力などの性に起因する犯罪に対する相談体制を強化し、関連機関が連携し、問題解決のための援助や被害者の自立支援の充実をはかります。

性に関わる暴力をはじめとするあらゆる暴力をなくすためには、加害行為を許さない風土に変えていくこと、また LGBT を含めた差別意識をなくすための啓発が必要です。

施策に沿った事業展開

①女性、男性に対する暴力をなくす

	事業名	事業概要	担当部署
36	DV防止対策	DV防止に関する啓発活動を推進します。	子ども家庭相談課
37	DV被害者支援	婦人相談業務やDV対応体制を充実します。	子ども家庭相談課
38	犯罪被害者対策	防犯の知識を啓発し防犯意識の高揚を図る。千葉県、千葉県警察からの犯罪被害者支援に関する研修、啓発物資を活用し、相談担当部門との連携を図ります。	市民安全課

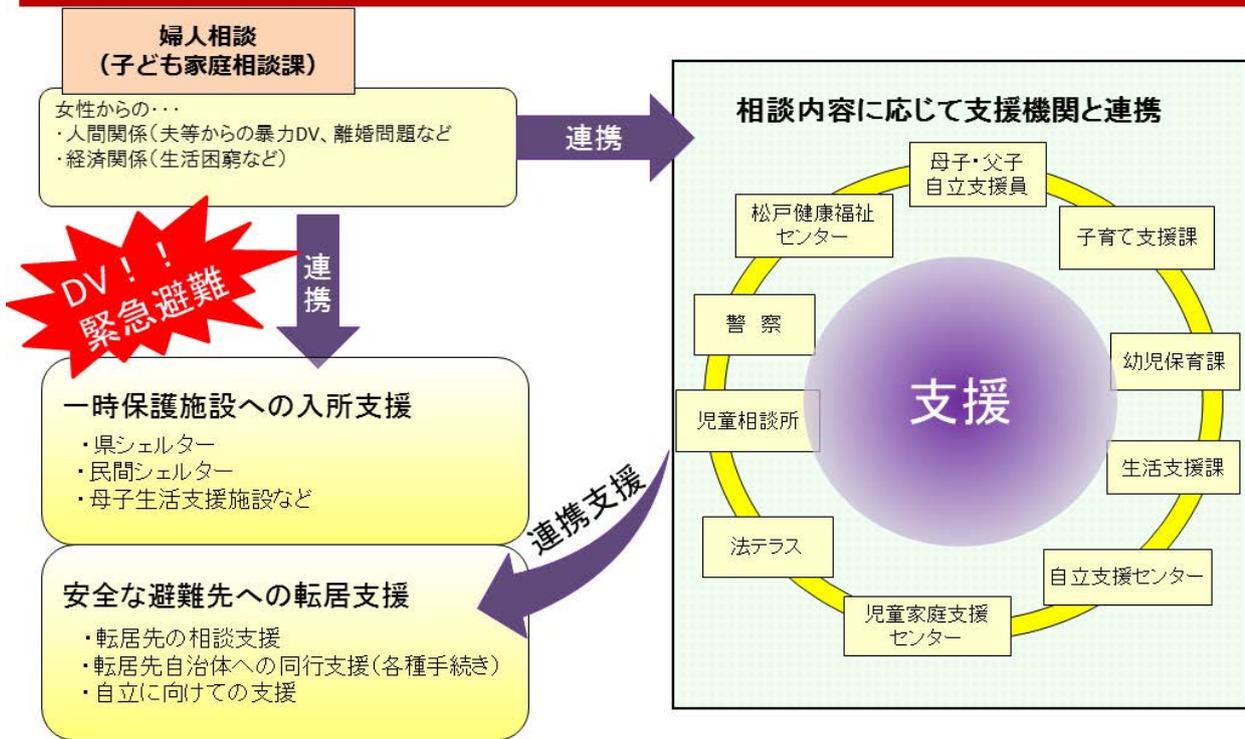
②高齢者に対する暴力をなくす

	事業名	事業概要	担当部署
39	高齢者虐待防止ネットワークの推進	ネットワークを活用し、地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携して予防から再発防止の対策を図ります	高齢者支援課

③子どもに対する暴力をなくす

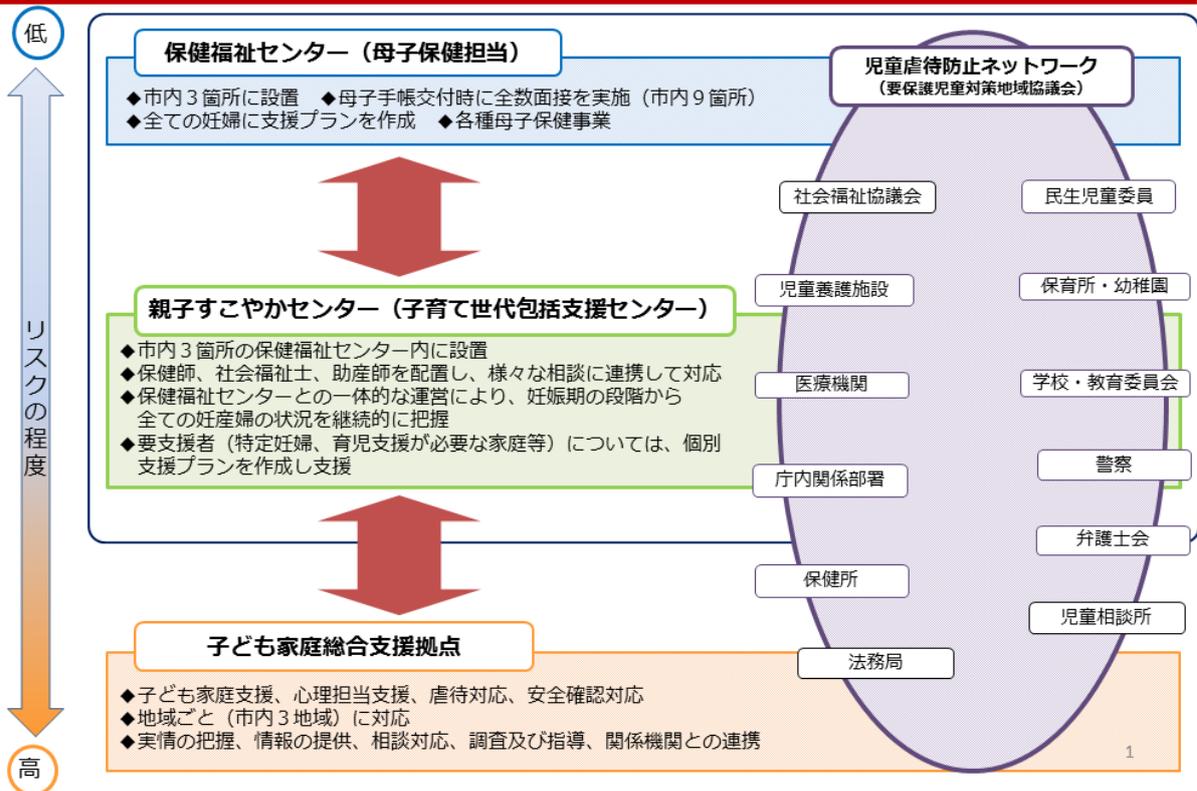
	事業名	事業概要	担当部署
40	松戸市児童虐待防止ネットワークの推進	関係機関の連携を強化するとともに、啓発事業の拡充等により虐待防止の意識高揚を図ります。家庭児童相談のさらなる体制整備を図ります	子ども家庭相談課

婦人相談(DV等)連携図



2

児童虐待等相談連携図



1

課題 7 女性も男性も自分の健康を守る

現状と課題

女性も男性もともに平均寿命が過去最高を迎えるなか、心も身体も健康に過ごせることが重要です。心と身体の健康について、それぞれのライフステージに応じた正確な知識と情報を入手し、生涯を通じて健康を享受できるようにすることが大切です。

施策の方向性

市の健（検）診への積極的な受診の呼びかけや、介護予防の推進、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援、心の健康に関する相談などを行い、すべての人の健やかな暮らしを支援していきます。

また、職場の人間関係、自分に自信が持てない、家庭での居場所がないなど、女性と男性が抱える様々な悩みを解決するための相談を充実します。

施策に沿った事業展開

①女性が自分の健康を守るための環境を整える

	事業名	事業概要	担当部署
41	健康松戸 21Ⅲの推進	「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「健（検）診」「禁煙対策」「口コモ予防」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」など、健康づくりの要素となる 10 の分野の課題に取り組めます。	健康推進課
42	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実	妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を充実させます。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
43	親子すこやかセンターの推進	保健師・助産師・社会福祉士が関係機関と連携しながら、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安に対する支援を行います。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)

44	女性専門の診療体制の推進	女性ならではの心と体の健康の悩みを解決するため、女性専門外来でサポートします。	市立病院医事課
45	松戸市子育てコーディネーターの推進	おやこDE広場・子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	子育て支援課

②女性、男性の不安や悩みを解決する

	事業名	事業概要	担当部署
46	ゆうまつどころの相談の実施	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、人間関係などで悩んでいる女性・男性を対象に、専門のカウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
47	家庭児童相談の実施	家庭問題や児童の養育上の問題やしつけ等について、専門の相談員が相談に応じます。	子ども家庭相談課
48	健康・育児相談の実施	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なことなどについて電話や面接で相談に応じています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
49	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診等各種届出などを行っています。	子ども家庭相談課 (母子保健担当室)
50	青少年相談の実施(家庭教育相談員)	思春期の青少年や保護者の悩み等について電話や来所による相談を行います。	子どもわかもの課
51	地域包括支援センターの総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担い、保健、医療、福祉や介護などの高齢者の総合相談に対応します。	高齢者支援課

課題 8 子どもが性別にとらわれずに育つ

現状と課題

将来にわたり男女共同参画社会を実現するためには、子どもたちが性差にとらわれずに成長していくことがとても重要なことです。

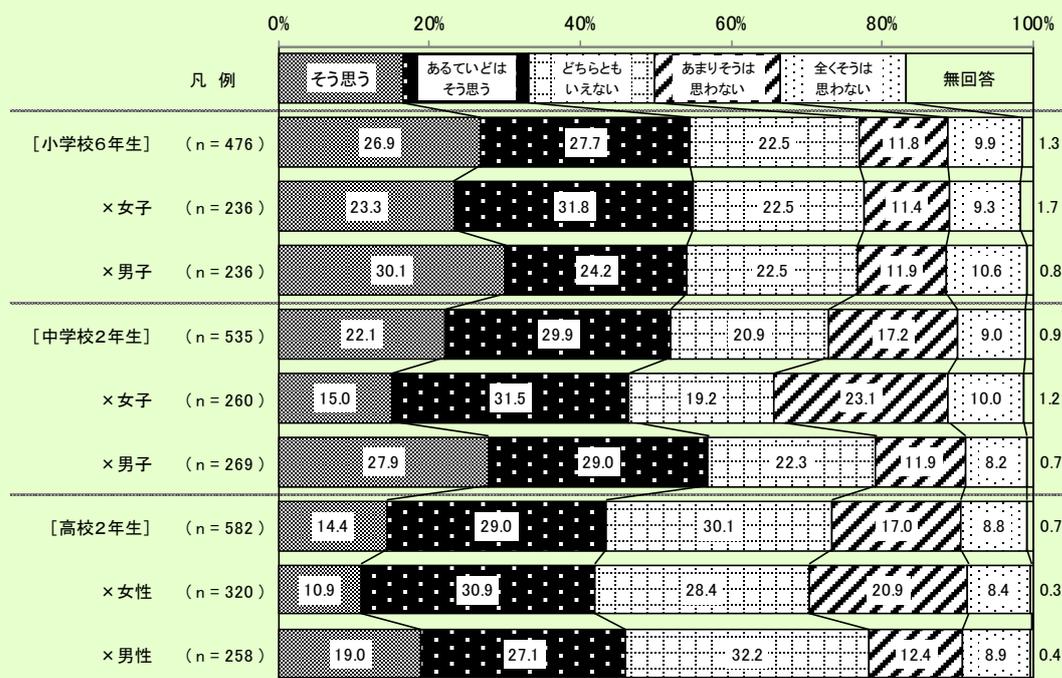
「男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査」では、学年が上がるごとに性別による職業意識がなくなっており、成長に合わせて男女共同参画の意識が深まる傾向にあることがわかります。しかしながら、保育士や研究者、国会議員などの職種によっては、子どもたちのイメージとしての性別による差が表れており、解消されているとはいえません。

また、子どもたちがセクシャリティを理解し、自己肯定感を持つこと、自分をはじめ、関わる人を尊重すること、異性を敬う気持ちを持つことは、異性間の暴力や児童虐待を防止し、男女の人権が尊重され、お互いが尊厳をもって生きることができる社会の実現へとつながります。

図表Ⅱ-3-(8)-①

女性は女性らしく、男性は男性らしくした方がよい [学年・性別]

・小学生から高校生へ成長するにつれて「そう思わない」人が増え、学校教育の影響が考えられます。

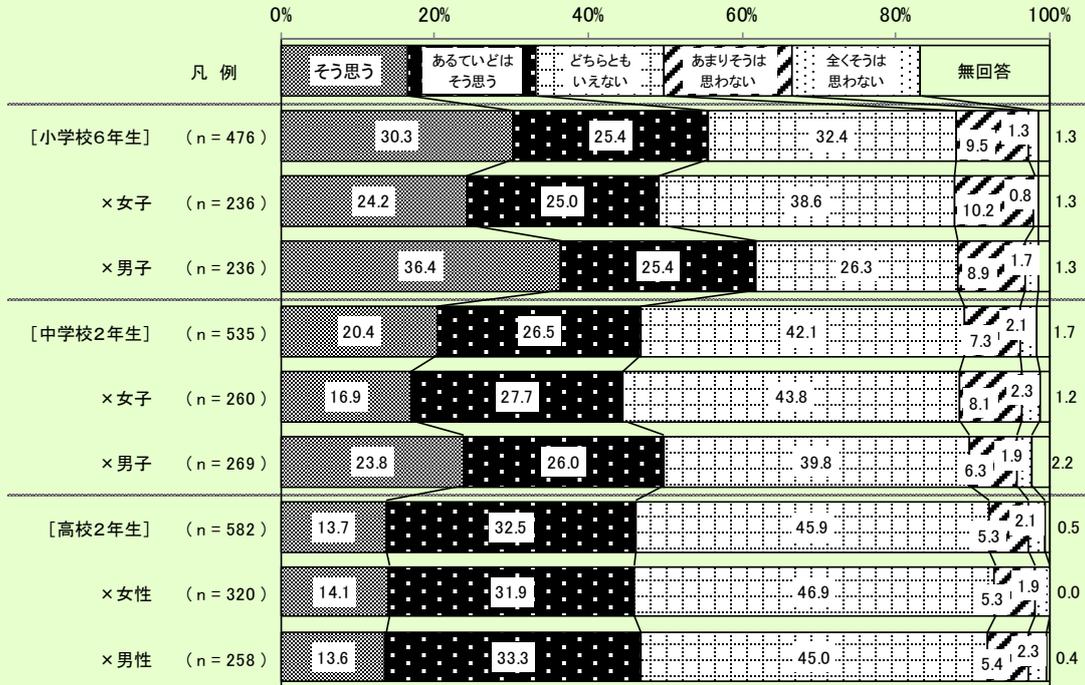


資料 「男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査」(平成28年度 松戸市)

図表Ⅱ-3-(8)-②

女性も男性も、将来子どもが生まれても仕事を続けた方がよい [学年・性別]

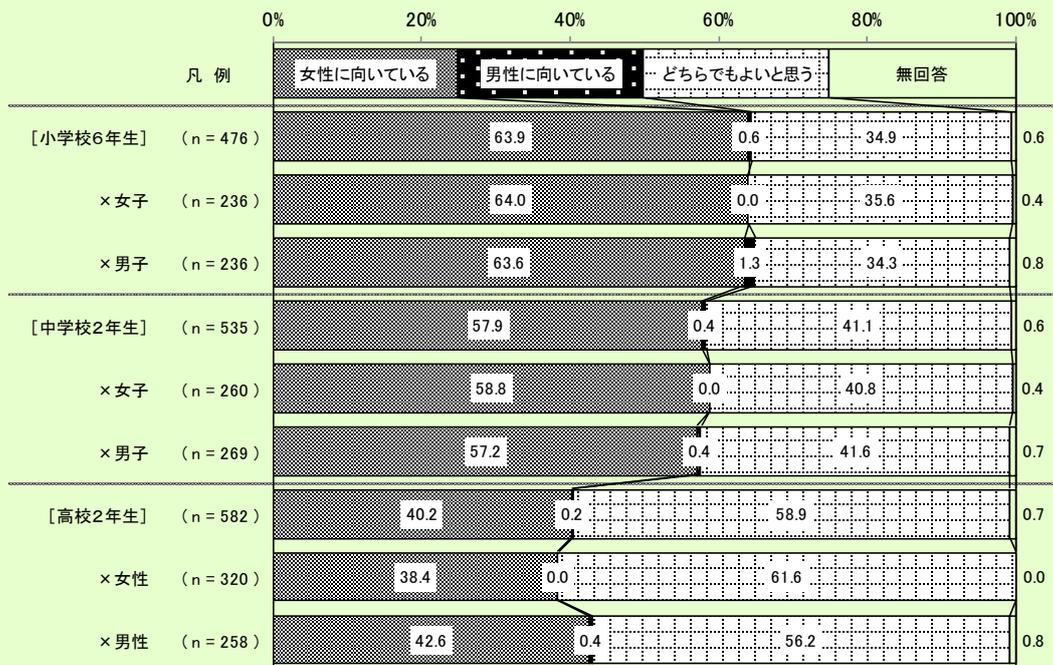
・おおむね肯定的であり、「どちらともいえない」が最も多い結果です。



図表Ⅱ-3-(8)-③

職業の性別による向き・不向き（保育士） [学年・性別]

・小中学生は「女性に向いている」が多く、高校生では「どちらでもよい」が最も多くなり、性別にとらわれがなくなっていく傾向があります。

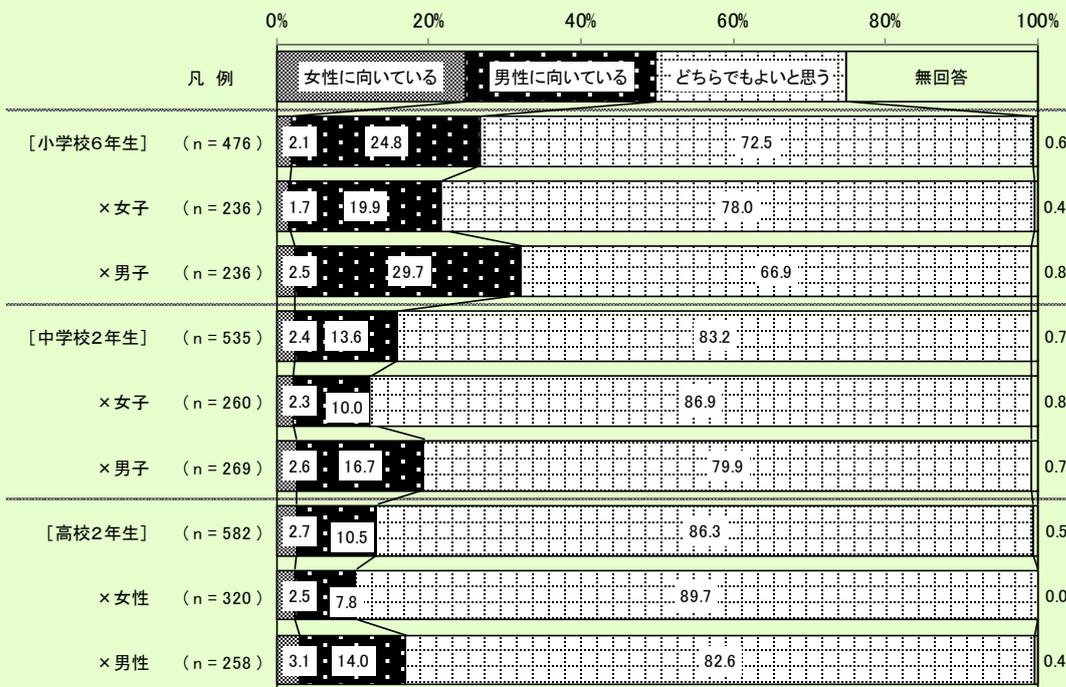


資料 「男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査」（平成28年度 松戸市）

図表Ⅱ-3-(8)-④

職業の性別による向き・不向き（国会議員） [学年・性別]

・小学生では「男性に向いている」という回答も多いものの、中高生では性別による向き不向きが、ほとんど意識されていない結果です。



資料 「男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査」（平成28年度 松戸市）

施策の方向性

子どもたちが小・中・高校生のそれぞれの成長段階で、安心して自分らしくいきいきとゆっくり過ごすことができ、自主的な活動や、子ども同士の交流が出来るような居場所づくり、自分とまわりの人を大切に尊重する心がもてるような教育や子育て施策を実施します。また、社会構造の変化や働き方の変化に対応して、子どもたちが力強く生きていけるよう、保護者に向けた意識改革も必要です。

小・中・高校生の頃から、自分の人生を考えるキャリア教育を行う中で、男女にとらわれない職業選択を学ぶとともに、「乳幼児とのふれあい体験事業」などにより、命の大切さを学び性差にとらわれることなく成長できる取り組みが必要です。

施策に沿った事業展開

①子どもの男女共同参画に関する意識を高める

	事業名	事業概要	担当部署
52	保育所・幼稚園における人権教育	一人一人の子どもの生活習慣や文化等の違いを知り、互いを認め合うとともに自己肯定感が持てるような保育を進めていきます。	幼児保育課
53	学校における人権教育の推進	「子どもの人権」リーフレットを小学5年生全員に配布し、人権意識を育てるツールとして活用し、人権意識を高めていきます。また、いじめに関しては、いじめアンケートやQ U調査など、子どもの実態把握に努め、早期対応、継続支援を行っていきます。	指導課
54	小中高生に対するキャリア教育	児童生徒の職場見学・体験や、農業体験活動、職人の技体験活動をとおして、キャリア教育を行います。	指導課
55	親向けキャリア教育	自分の子どもの人生設計について考えるための、親向け講座等を行います。	男女共同参画課
56	小中高生の居場所づくり	児童館、こども館事業を通して、18歳までの子ども達が自由に遊び楽しい体験ができるように色々な行事等を提供しています。また、市内の公共施設に出向いて実施する移動児童館や、こども館については、地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場）も実施しています。	子どもわかもの課
57	青少年自立支援業務	放課後や長期休業中に、小中高生が利用できる安全安心な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人一人のニーズ把握や課題解決につなげます。	子どもわかもの課
58	中高生男女共同参画推進事業	中高生に対して男女共同参画意識を高める事業を実施します。	男女共同参画課

59	青少年教室	小学生以上 25 歳未満の人を対象に講座や仲間づくりの場を提供しています。	生涯学習推進課 (青少年会館)
60	中高生と乳幼児のふれあい体験事業	中高校生が命の大切さを学び将来親となる準備として、乳幼児とのふれ合い体験を市内の中高校で実施します。	子どもわかもの課



中高生と乳幼児のふれあい体験事業

視点4 困難な状況にある男女が生きやすくなる

課題9 若い世代が安心して暮らせる

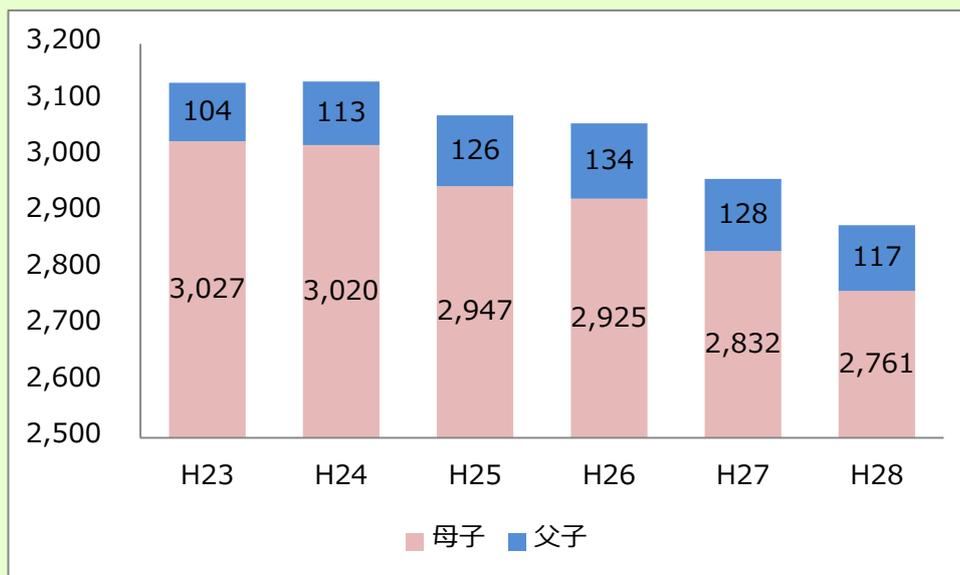
現状と課題

本市のひとり親家庭のうち、児童扶養手当を受給している世帯は減少傾向にあります。平成27年国民生活調査の結果によると、母子家庭の所得は、全世帯所得平均と比較して約5割、子どもがいる家庭の平均の約3割です。また、全国母子世帯等調査においても、父子世帯に比べて約6割であり、母子家庭が経済的に不安定な状況に置かれていることわかります。平成26年1月に子どもの貧困対策法が制定されました。松戸市においても平成29年度に子どもの未来応援プランを策定し、子どもの貧困に対する取り組みを進めていきます。

また、若い世代においては、非正規雇用や無職のため、男性と比較して、女性は経済的な自立が難しい状況にあります。

図表Ⅱ-4-(9)-①

児童扶養手当 受給世帯数

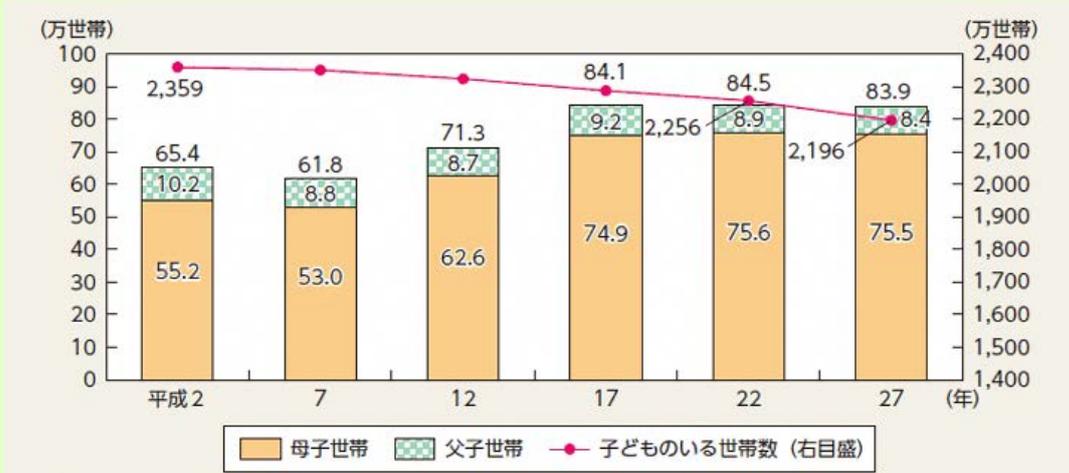


資料 子育て支援課

図表Ⅱ-4-(9)-②

母子世帯数及び父子世帯数の推移（国）

・全国的には、子どものいる世帯数は減少していますが、母子世帯は増加傾向にあります。



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。
 2. 母子(父子)世帯は、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がないもの)の世帯数。
 3. 子どものいる世帯数とは、平成2,7,12,17年は子どものいる親族世帯数、22,27年は子どものいる一般世帯数。

資料 「男女共同参画白書」(平成29年度 内閣府男女共同参画局)

図表Ⅱ-4-(9)-③

ひとり親家庭の主要統計データ（国）

・母子家庭の80.6%、父子家庭の91.3%が就業しているが、平均収入は母子世帯が291万円、父子世帯が455万円となっている。

	母子世帯	父子世帯	
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%	
3 就業状況	80.6%	91.3%	
	うち正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
	うち自営業	2.6%	15.6%
	うちパート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円	
5 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円	
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円	
(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 ※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。 ※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査) ※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。			

資料 「ひとり親家庭等の支援について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭福祉課 平成29年4月)

図表Ⅱ-4-(9)-④

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額(国)

・母子世帯の平均総所得は、270.3万円と、高齢者世帯の308.4万円、児童のいる世帯の707.8万円と比較して低い。

世帯の種類	総所得	稼働所得
全世帯	545.8	403.7
高齢者世帯	308.4	65.0
児童のいる世帯	707.8	646.9
母子世帯	270.3	213.8

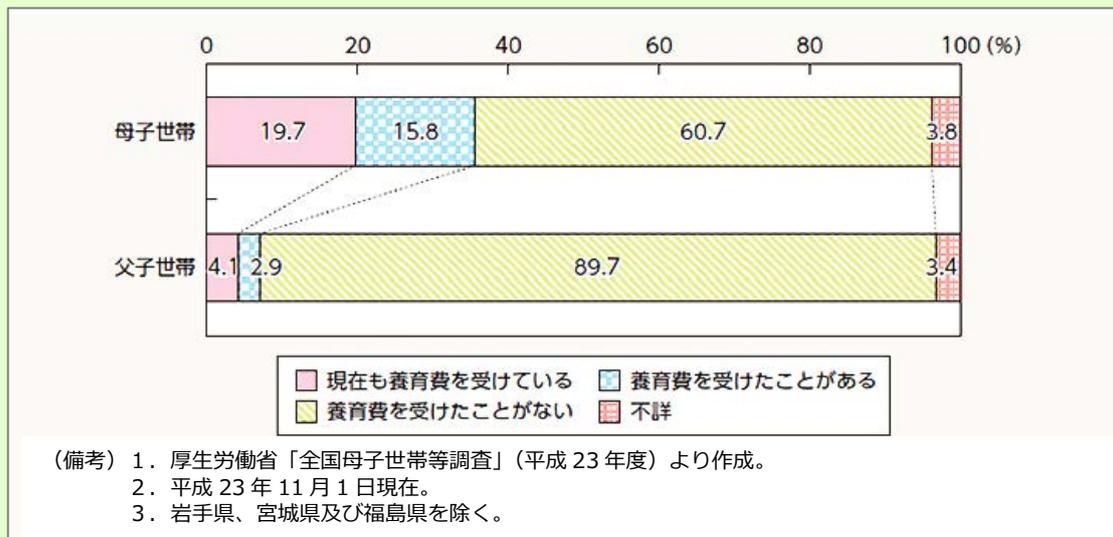
1世帯当たり平均所得金額(単位:万円)

資料 「国民生活基礎調査の概況」(平成27年度厚生労働省)より抜粋

図表Ⅱ-4-(9)-⑤

母子世帯及び父子世帯における養育費の受給状況(国)

・離婚相手から実際に養育費を受け取っているのは、母子世帯で19.7%、父子世帯で4.1%にとどまっている。



資料 「男女共同参画白書」(平成29年度内閣府男女共同参画局)

図表Ⅱ-4-(9)-⑥

男女別の賃金格差

・男性の賃金を100とすると、女性は72.2と低くなっています。

男女計 (千円)	女性 (千円)	男性 (千円)	男女間 賃金格差 (男=100)
304.0	242.0	335.1	72.2

資料 「賃金構造基本統計調査の概況」(平成27年、厚生労働省)より抜粋

施策の方向性

子どもが家族の一員として、さまざまな経験を重ね、支え合うことを認められる中で成長できるようにします。一人ひとりの子どもの経済的な不安や精神的な苦痛の軽減を図り、貧困の連鎖を絶つために、生活困窮者自立支援やひとり親家庭に対する総合支援体制を整備します。学習支援やキャリア支援など、子どもに対する支援を推進していくことが重要です。

施策に沿った事業展開

①経済的に不安定な若い世代を支援する

	事業名	事業概要	担当部署
61	若者就労支援の実施	「まつど地域若者サポートステーション」を設置して15歳から39歳までの若年無業者への就労支援をする。非正規雇用者対策を含めた合同企業説明会やセミナーを開催します。	商工振興課
62	子どもの貧困対策推進事業	様々な環境に置かれている子どもたちが、等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。	子ども家庭相談課 (子どもの未来応援担当室)
63	生活困窮者自立支援事業の推進	生活困窮者一人ひとりの状況に合わせ、関係機関と連携しながら継続的に支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進します。	生活支援一課
64	介護人材合同企業転職相談会の実施	就職活動の支援と介護事業所における人材確保の推進を図るため、合同就職相談会を実施します。	介護保険課

②ひとり親家庭が安心して生活できる

	事業名	事業概要	担当部署
65	ひとり親家庭への総合的な支援	ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を目指し、就労やひとり親家庭の生活全般に関する相談に応じ、総合的な支援体制を構築する。また、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を実施します。	子育て支援課

めざすまちⅢ 女性も男性も地域でつながりあうまち

視点5 女性と男性が地域で活躍できる

課題10 地域活動に参加する女性と男性を増やす

現状と課題

市民意識調査の結果から、生活の時間配分の中で「社会活動」は、15分以下が現状です。できればやってみたい希望としても、30分前後と非常に少ないことがわかります。

また、地域活動に参加している65歳以上の高齢者は、男女ともに約3割で、子ども会活動に参加している小学生は1割程度となっています。すべての世代で、地域活動への参加が少ない状況です。

子どもの頃から地域でいろいろな体験をし、年齢にかかわらず、すべての人が地域でつながる仕組みをつくる必要があります。

図表Ⅲ-5-(10)-①

仕事・家庭生活・地域や個人生活の時間配分【現状】【希望】(平均時間)
【平日(仕事や学校のある日)】【性別】

	家事	育児	介護	仕事	通勤	余暇	社会活動
全体							
現状	2時間28分	59分	12分	5時間48分	56分	3時間10分	15分
希望	2時間17分	1時間2分	10分	5時間31分	39分	3時間42分	32分
女性							
現状	3時間33分	1時間35分	14分	4時間47分	43分	3時間4分	15分
希望	3時間5分	1時間34分	10分	4時間55分	30分	3時間32分	30分
男性							
現状	59分	7分	9分	7時間2分	1時間12分	3時間17分	13分
希望	1時間11分	19分	10分	6時間14分	50分	3時間53分	36分

※「社会活動」の時間は、一日のうちで費やす時間として、家事・育児・介護・仕事・通勤・余暇以外で(食事・睡眠時間を除く)「ボランティアや地域活動など」に費やす時間

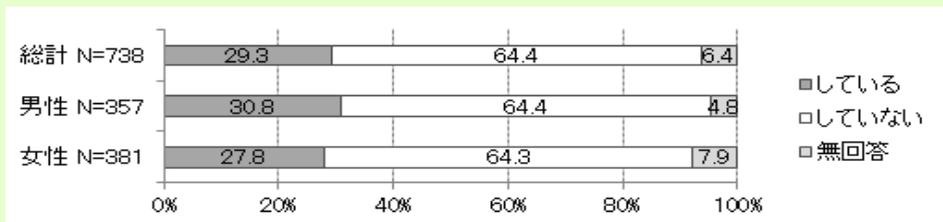
資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成28年度 松戸市)

図表Ⅲ-5-(10)-②

「地域活動に参加しているか」【65歳以上の地域活動の有無】

・65歳以上で地域活動に参加している割合は、総計で29.3%、男性30.8%、女性27.8%でした。

※「地域活動」の選択肢：①趣味、②健康・スポーツ、③生産・就業、④教育関連・文化啓発活動、⑤生活環境改善、⑥安全管理、⑦高齢者の支援、⑧子育て支援、⑨地域行事、⑩自治組織活動、⑪その他、の11項目から選択

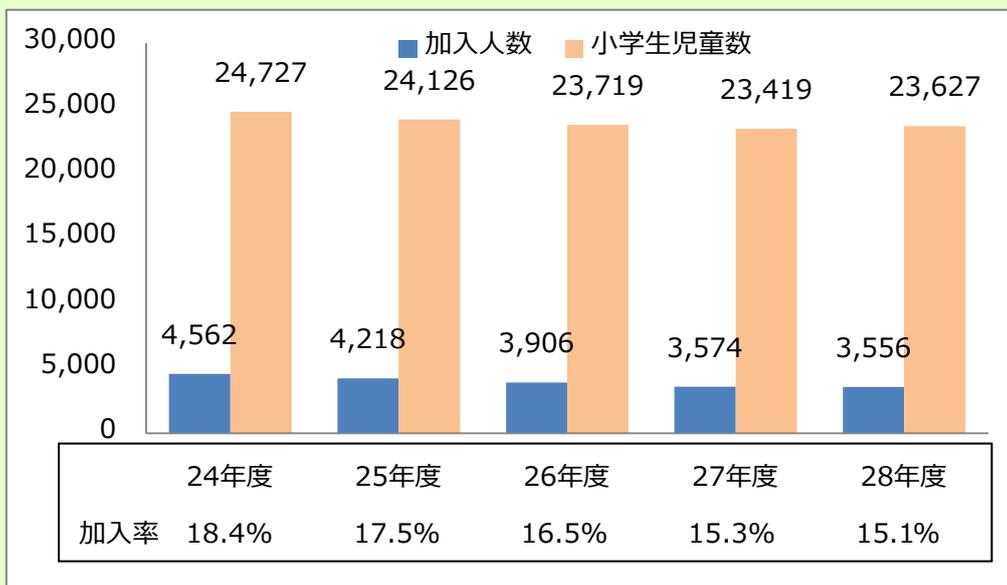


資料 健康松戸 21Ⅲ (平成 26 年度 松戸市)

図表Ⅲ-5-(10)-③

子ども会参加数の推移

・小学生児童数、子ども会加入数ともに減少しています。



資料 子どもわかもの課

施策の方向性

男性が仕事優先の生活スタイルから家庭・地域を優先できるように、女性も男性も意識改革を図ることが必要です。

また、女性も男性も本人の希望する範囲で、家族の中で責任を持ちながら、家庭、仕事、地域それぞれにおける役割を果たし、仕事と家庭・地域の調和が図れる社会を目指すことが重要です。

特に、若い世代の父親が地域に参画できるように、若い世代のニーズにあったゆるやかなネットワーク作りを進めることが求められています。

特に、これからの地域活動においては男女共同参画の視点、女性の視点が大変重要になることから、町会・自治会等、消防団、防災リーダー、防犯指導員等の地域活動の担い手となる女性の育成や支援を進めていきます。

施策に沿った事業展開

①地域で支えあう仕組みづくり

	事業名	事業概要	担当部署
66	町会・自治会活動の充実	地域での交流を活発にするために、町会・自治会等の活動を支援します。	市民自治課
67	社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化	市社協の地域福祉活動計画との整合性を図りながら、市社協、地区社協の活動を支援する。また、市社協による災害ボランティアセンターの基盤強化を支援します。	地域福祉課
68	ふれあい・いきいきサロンの設置と充実	地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場として地区社協が実施している。今後はさらに充実を図ります。	地域福祉課
69	民生委員、児童委員による相談の実施	民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じます。	地域福祉課
70	協働事業や市民活動助成事業の推進	市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。	市民自治課
71	自主防災組織の立ち上げ、活動への支援	大災害時に備えて地域住民が自主的に集まり活動する自主防災組織の結成を町会・自治会へ促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。	危機管理課

72	生涯学習の推進	「まつど生涯学習大学」などの各種講座の開催・市民の社会教育活動の支援や、文化祭などの文化行事を通じて、生涯学習活動の機会の充実を図ります。	生涯学習推進課
73	消防団員への参画推進	若い世代の地域活動へのきっかけ作りとして、消防団員の募集を推進します。	消防総務課
74	地域防災活動の推進	地域で避難所運営等を検討する際には、男女共同参画の視点をもって取り組むよう推進します。	危機管理課

②子育て世代が地域とつながる

	事業名	事業概要	担当部署
75	市民ぐるみ安全安心活動の推進	防犯パトロールや子どもの安全見守り活動等を市民と連携して実施し、犯罪防止を目指します。	市民安全課
76	青少年相談員活動	青少年グループ活動への参加促進及び伝統文化にふれる機会づくりや社会環境の浄化に積極的に協力します。(こども祭り、青少年キャンプ、青少年スポーツ大会等)	子どもわかもの課
77	子どもから広がる地域づくり事業	父親たちが自らの子育てを通じて、地域社会全体の子育てについて考えていきます。子育て中の家族だけでなく、大学生や地域のシニア層などを誘い、共に子育て支援活動を行います。企画・立案・実施ができるようなプレイヤーを育成し、地域に根付く活動を展開します。	男女共同参画課 子どもわかもの課
78	地域子育て支援拠点事業 (おやこ DE 広場・子育て支援センター)	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる広場です。また、育児相談・子育て講座なども行っています。	子育て支援課
79	子育てサロンの設置と充実	地域内の乳幼児と保護者が気軽に参加できる交流の場として地区社協単位で実施しています。	地域福祉課



ふれあい・いきいきサロン

子どもから広がる地域
づくり事業



課題 11 高齢者が安心して生活できる

現状と課題

松戸市では、平成 27 年には高齢者夫婦世帯が 9.7%、単身高齢者世帯が 11.7%と近年、急激に高齢化が進み、高齢者のみの世帯の総世帯数に対する割合は 2 割を超えています。

高齢者が住み慣れた地域で、健康で、生きがいや役割を持って生活できるような居場所や出番を作ることが必要です。

図表Ⅲ-5-(11)-①

高齢化率・高齢者世帯の推移

・松戸市の平成 28 年の高齢化率は 24.9%となっており、高齢者のいる世帯は増加傾向にあります。

年	総世帯数	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
		世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成12年	182,703	8,149	4.5	8,609	4.7
平成17年	192,962	12,066	6.3	12,603	6.5
平成22年	209,570	17,234	8.2	17,470	8.3
平成27年	215,627	20,916	9.7	25,317	11.7

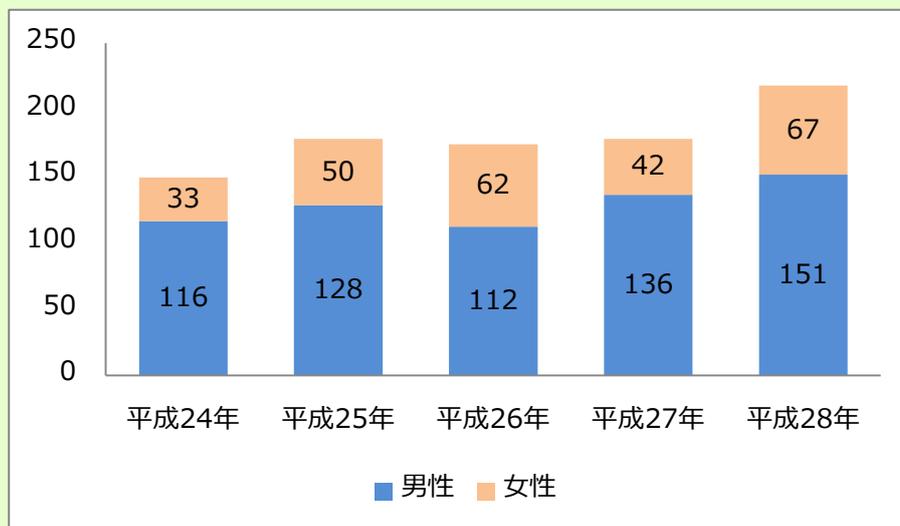
・高齢者夫婦世帯：夫婦とも 65 歳以上の世帯

資料 国勢調査

図表Ⅲ-5-(11)-②

松戸市内年別孤独死人数（単位：人）

・孤独死は増えており、特に男性が多くなっています。



資料 地域福祉課

施策の方向性

高齢化の急速な進展は松戸市においても例外ではなく、今後も、高齢化率の上昇傾向は変わらないと見られます。そのような地域環境の中で、高齢者になっても、女性と男性がお互いに支えあい、家庭や地域において、一人ひとり責任を持ちながら自分らしく安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

平成 29 年 4 月、地域包括支援センター 15 か所と高齢者支援課内に基幹型地域包括支援センターが設置され、高齢者支援の地域の窓口としての体制が整備されました。

就労を希望する高齢者が、生き活きと暮らしていくことができるように支援します。

施策に沿った事業展開

①健康的に社会生活ができるよう支援する

	事業名	事業概要	担当部署
80	地域包括支援センターの総合相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担い、保健、医療、福祉や介護などの高齢者の総合相談に対応します。	高齢者支援課
81	生活困窮者自立支援事業の推進	生活困窮者一人ひとりの状況に合わせ、関係機関と連携しながら継続的に支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進します。	生活支援一課
82	高齢者への就労支援	シルバー人材センターと連携して就労を支援します。	高齢者支援課

第5章 計画の評価と推進体制

1 評価の指標と公表

本計画の評価については、計画事業の推進により政策目的の達成度を計るものとして「活動目標」を設定し毎年の実績値より評価を計るとともに、市民の意識変化についての「成果目標」を設定し5年ごとの市民意識調査による評価を実施します。

活動目標は、国の第4次男女共同参画基本計画の項目を参考にし、成果目標は5年ごとに実施している市民意識調査の経年比較を計ることとして設定しました。

活動目標の評価については、松戸市男女共同参画推進協議会（市民審議会）、及び、松戸市男女共同参画推進会議（庁内組織）において点検・評価・見直しを行うとともに、毎年市民に公表することにより本計画の進捗状況を明確にします。

※活動目標とは・・・事業の量的目標（アウトプット指標）

※成果目標とは・・・本計画が達成すべき意識目標（アウトカム指標）

活動目標

めざすまち	指標	現状値 H28年度	目標値 H33年度	根拠
めざすまち I	保育所等の待機児童数	0人	0人	松戸市総合計画第6次実施計画による。
	放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人	松戸市子ども総合計画による
	地域子育て支援拠点事業	21ヶ所	27ヶ所	松戸市子ども総合計画による
	女性の就労割合	69.4%	75%	松戸市総合計画 後期基本計画 進行管理のための市民意識調査による。現状から毎年1ポイントずつ上昇することをめざす

めざすまち Ⅰ	「男女共同参画社会」という用語の周知度	女性 69.3% 男性 75.5%	100%	男女共同参画社会に関する市民意識調査による。国の第4次男女共同参画基本計画の目標値を参考に設定
	審議会等委員の女性の割合	27.9%	40%	松戸市男女共同参画プラン第4次実施計画の目標値 40%を引き続きめざす
	防災会議委員の女性の割合	20.9%	30%	国の第4次男女共同参画基本計画の目標値を参考に設定
	自治会長に占める女性の割合	—	10%	国の第4次男女共同参画基本計画の目標値を参考に設定
	農業委員および農地利用最適化推進委員に占める女性の人数	1人	2人	平成28年度は農業委員総数24人、平成33年度は農業委員および農地利用最適化推進委員を合わせた22人のうち、女性の人数。国の第4次男女共同参画基本計画の目標値を参考に設定
めざすまち Ⅱ	子宮頸がん検診受診率	31.6%	50%	松戸市健康増進計画 健康松戸21Ⅲによる
	乳がん検診受診率	40.5%	50%	
めざすまち Ⅲ	消防団員の女性の人数	14人	30人	松戸市消防団条例の一部改正に基づき、女性消防団員30人をめざす
	市内で活動するNPO法人数	156団体	160団体	第3次松戸市協働推進計画による
推進体制	市役所男性職員の育児休業取得率	5.1%	13%	第4次男女共同参画基本計画の目標値13%を参考に設定
	管理職(本庁課長相当職以上)に占める女性の割合	15.4%	15%以上	松戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画による
	消防吏員の女性の割合	4.0%	5%以上	

成果目標

めざすまち	指標		現状値		目標値
			H23年度	H28年度	H33年度
めざすまち I	社会全体での男女平等感	女性	11.8%	8.2%	50%
		男性	19.0%	17.5%	50%
	学校教育での男女平等感	女性	43.6%	46.1%	60%
		男性	49.2%	48.7%	60%
	固定的な性別役割分担を支持しない人の割合	女性	39.2%	41.8%	60%
		男性	32.5%	34.2%	60%
めざすまち II	金銭等を介する援助交際を人権侵害と思わない割合	女性	14.0%	9.5%	0%
		男性	24.1%	18.3%	0%
めざすまち III	休日に社会活動に費やす時間	女性	—	18分	39分
		男性	—	22分	56分
推進体制	男女共同参画への関心度	女性	40.6%	50.5%	60%
		男性	39.5%	52.0%	60%
	女性センターの認知度	女性	43.5%	45.2%	50%
		男性	21.5%	19.5%	30%
	市役所職員の男女共同参画への関心度	女性	44.0%	71.4%	80%
		男性	39.9%	62.6%	80%

※根拠：平成23年度から28年度までの現状値の推移を勘案する等により、平成33年度の目標値を設定。

2 計画の推進体制

取組み1 男女共同参画を推進する組織・団体との連携を進める

本市の男女共同参画の進捗を管理・評価するための機能としては、市職員で構成された組織と、市民で構成された組織があります。これらを効果的に活用し、計画全体の点検・評価・見直しを行い推進していきます。

また、男女共同参画推進団体とともに、町会・自治会、社会福祉協議会、民間企業、教育施設、子育て支援施設等の市民を巻き込んだ情報発信や周知、交流会等を行い、本市全体の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

	事業名	事業概要	担当部署
1	男女共同参画を推進する組織を設置する	松戸市男女共同推進協議会、松戸市男女共同参画推進会議を設置し、計画の見直しや進捗の管理、評価をします。	男女共同参画課
2	男女共同参画を実現するための推進団体の育成と連携	研修会を実施し、本市男女共同参画社会の実現に向けた活動を支援します。推進団体や市民との連携・協働による「ゆうまつどフェスタ」や市民企画支援事業等を行います。	男女共同参画課

ゆうまつどフェスタの様子



基調講演



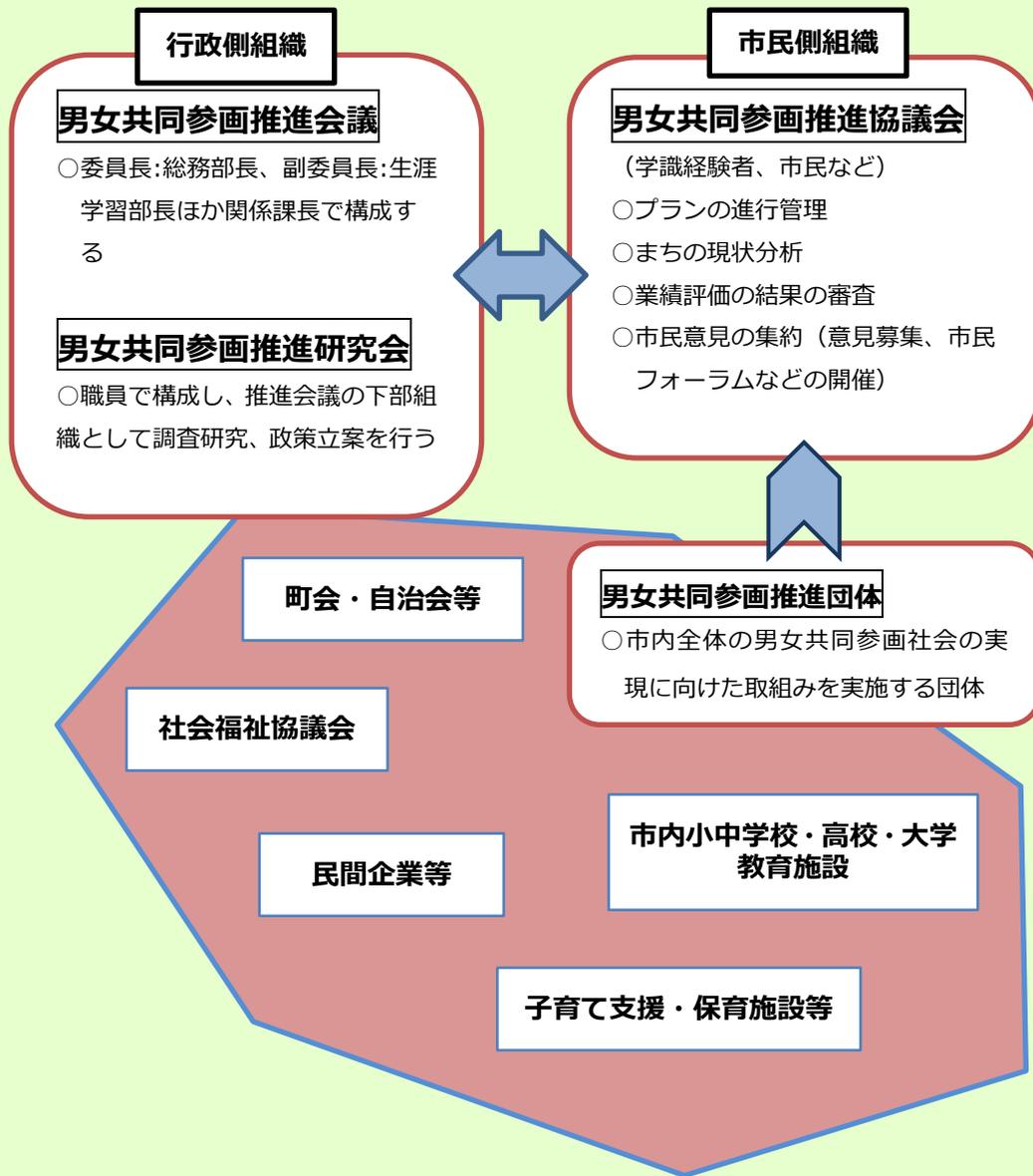
ゆうまつど de カフェ



介護だんし・じよし写真展

図表 取組み-1-①

松戸市男女共同参画プランの推進体制



取組み2 男女共同参画の推進拠点 「女性センターゆうまつど」の機能強化を図る

少子社会・超高齢社会の現実化、共働き家庭の増加などの社会構造の変化により、女性を取り巻く社会環境も大きく変化し、男女共同参画の新たな課題に対応することが求められています。施設開設から40年近くが経過し、「女性センターゆうまつど」には、新たな対応が求められています。

特に、本計画で設定した6つの重点的に取り組む課題の解決に向けて、女性・男性を取り巻くさまざまな問題に対する相談体制の充実をはじめ、若い世代や子どもたちが利用できる取組みを重点的に実施し、機能強化を図ります。

また、女性センターゆうまつどの認知度を高めるために、情報の収集・提供を強化します。

	事業名	事業概要	担当部署
3	男女共同参画の課題解決に向けた機能を高める	幅広い視点での情報収集と発信を充実するとともに、相談機能の充実や、男性を含めた若い世代や子どもたちが訪れることのできるような取組みを図ります。 女性センター運営協議会による意見交換により、「女性センターゆうまつど」の機能の充実を図ります。	男女共同参画課

図表 取組み-2-①

「女性センターゆうまつどの認知度」

・女性に比べると、男性の認知度はまだ低くなっています。

	23年度	28年度
女性	43.5%	45.2%
男性	21.5%	19.5%

資料 「男女共同参画社会に関する市民意識調査」(平成28年度 松戸市)

取組み3 市職員の男女共同参画を推進する

女性活躍推進法の施行により地方自治体に「事業主行動計画」の策定が義務付けられ、本市においても「松戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」が策定されました。数値目標や取り組みを行動計画に盛り込み、進捗を管理しています。

本市における男女共同参画推進のモデルとなるよう、市役所の推進体制を強固なものとして確立していくことが重要です。

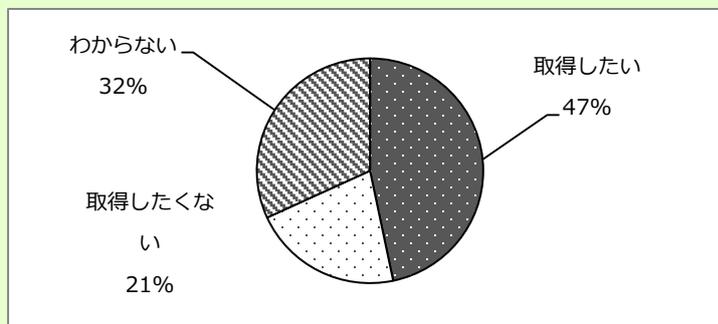
女性職員の採用や多様なポストへの配置、女性管理職の登用などを積極的に行うとともに、男女の育児休暇の取得の促進や、ノー残業デーの周知徹底など具体的な目標を掲げ、達成に向けて職員一人ひとりの意識を高めていきます。

	事業名	事業概要	担当部署
4	「松戸市役所の特定事業主行動計画」の推進	「松戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で設定した目標の進捗管理を行い、目標達成に向け施策を実施します。	人事課
5	市役所職員の意識改革	全職員を対象とした男女共同参画研修会や、新規採用職員研修会を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの周知・徹底を行います。	男女共同参画課

図表 取組み-3-①

「男性職員の育児休業の取得希望」

・約半数が育児休業を取得したいと考えています。

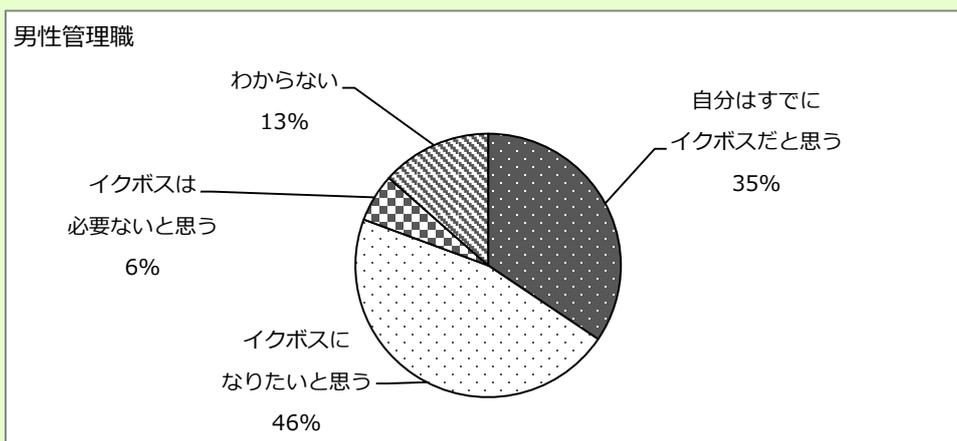
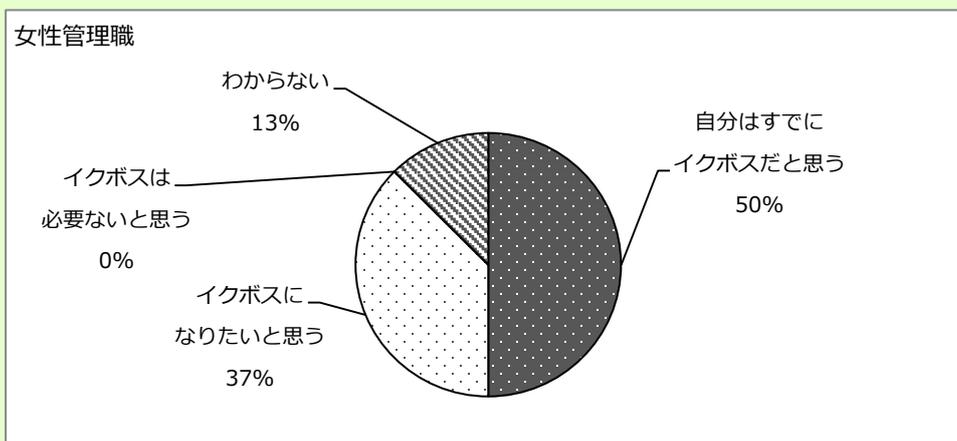


資料 「男女共同参画社会に関する職員意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

図表 取組み-3-②

「自分がイクボスであると思う管理職」

- ・男女ともに、イクボスに関する意識が高く、約 9 割の管理職が、「すでにイクボスである」、「イクボスになりたいと思う」と解答しています。



資料 「男女共同参画社会に関する職員意識調査」(平成 28 年度 松戸市)

※イクボス：部下の育児や介護に理解があり、仕事との両立を支援する上司

資料編

1 松戸市男女共同参画推進協議会 委員名簿

[設置期間] 平成28年6月2日～平成30年3月31日

委員名	所属等
石田 尚美（副会長）	NPO法人松戸子育てさぼーとハーモニー 理事長
稲田 孝枝	公募委員
坂本 由喜子	公募委員
佐藤 慎一郎	公募委員
徳田 房子	まつど女性会議
長江 曜子（会長）	聖徳大学 生涯学習研究所 所長、児童学部 教授
中山 晃一	公益社団法人 松戸青年会議所 理事長
東 紀久子	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹松戸店 総務部長
彦坂 晶子	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授
渡邊 恭男	流通経済大学 経済学部 講師

※所属等は平成28年6月2日現在

2 松戸市男女共同参画推進会議 構成委員名簿

職 名
総務部長（委員長）
生涯学習部長（副委員長）
総務部 行政経営課長
総務部 行政経営課人権担当専門監
総務部 総務課長
総務部 人事課長
総務部 危機管理課長
総務部 男女共同参画課長
総合政策部 政策推進課長
総合政策部 広報広聴課長
財務部 財政課長
財務部 契約課長
市民部 市民自治課長
市民部 市民安全課長
経済振興部 商工振興課長
経済振興部 農政課長
環境部 環境政策課長
健康福祉部 健康福祉政策課長
健康福祉部 健康推進課長
福祉長寿部 高齢者支援課長
福祉長寿部 介護保険課長
子ども部 子ども政策課長
子ども部 子育て支援課長
子ども部 子どもわかもの課長
子ども部 子ども家庭相談課長
子ども部 子ども家庭相談課母子保健担当室長
子ども部 幼児保育課長
街づくり部 都市計画課長
建設部 建設総務課長
生涯学習部 教育企画課長
生涯学習部 生涯学習推進課長
学校教育部 学務課長
学校教育部 指導課長
学校教育部 保健体育課長
学校教育部 教育研究所長
消防局 消防企画課長
病院事業管理局 経営企画課長
病院事業管理局 市立病院医事課長
病院事業管理局 市立病院地域連携課長

3 松戸市男女共同参画推進研究会 構成委員名簿

[設置期間] 平成28年6月20日～平成30年3月31日

所属	氏名	職制	役職
行政経営課	細野 善二郎	主査	座長
人事課	太田 敏弘	主査	
危機管理課	佐々木 史織	主査	副座長
契約課	奥田 洋士	主事	
商工振興課	宇井 優季	主事	
地域福祉課	豊福 茂雄	主任主事	
子ども家庭相談課 母子保健担当室	大政 智香	主任保健師	
介護保険課	吉井 舞	主任主事	
子ども政策課 幼児教育担当室	高橋 俊介	主事	
子育て支援課	百田 大輝	主事	
生涯学習推進課	三角 晴奈	主事	
消防局予防課	千葉 了子	主査	

4 計画策定の経過

(1) 男女共同参画推進協議会

回	開催日	内容
第1回	平成28年6月2日	(1) 推進協議会（第8次）の概要について (2) 会議の運営について
第2回	平成28年7月26日	(1) 計画策定の方向性について i) 国の男女共同参画施策の方向性 ii) 松戸市の男女共同参画施策の方向性 iii) 松戸市の施策における男女共同参画施策 (2) 意識調査について i) 平成23年度意識調査の概要 ii) 意見交換
第3回	平成28年9月6日	(1) 『男女共同参画社会に関する市民意識調査』、『男女共同参画に関する児童・生徒アンケート』の調査票について (2) 『松戸市の現状基礎データ集』からみる松戸市の現状 (3) ワークショップ『男女共同参画の社会イメージ』
第4回	平成28年10月31日	研修会『女性の活躍と男女共同参画社会の形成』 (講師：一般財団法人女性労働協会会長 鹿嶋 敬 氏)
第5回	平成29年2月13日	(1) 『男女共同参画社会に関する市民意識調査・男女共同参画に関する児童・生徒アンケート調査』基礎データ中間まとめについて (2) 「雇用と働き方について」意見交換
第6回	平成29年3月22日	(1) 男女共同参画推進研究会の活動報告 (2) 「子育てと家庭について」意見交換
第7回	平成29年6月5日	(1) 「若い世代の男女共同参画」について意見交換 (2) アンケート調査結果および計画の体系案について
第8回	平成29年7月25日	(1) 職員意識調査について (2) 第5次実施計画骨子案（重点施策案）について (3) 「男性も女性も活躍できる職場環境と地域」意見発表
第9回	平成29年9月27日	(1) 第5次実施計画案について (2) 意見交換 ① 松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画における「地域」について ② 「女性センターゆうまつど」の役割について
研修会	平成29年10月31日	研修会『男女共同参画と女性の活躍推進に向けて』 (講師：特定非営利活動法人 全国女性会館協議会顧問 桜井 陽子 氏)
第10回	平成29年11月15日	(1) 第5次実施計画案について (2) 指標値について
第11回	平成30年3月23日	(1) 松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画(案)の報告

(2) 男女共同参画推進会議（全4回開催）

(3) 松戸市男女共同参画推進研究会（全10回開催）

(4) パブリック・コメント（意見募集） 平成30年1月4日～2月2日

5 年表

	松戸市	国連・国の動き
昭和50年		<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ）
昭和51年		<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年（～1985年） [目標：平等・開発・平和]
昭和52年		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定
昭和53年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課に青年婦人係を設置 	
昭和54年		<ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市婦人会館開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年中間世界会議開催（コペンハーゲン）
昭和58年	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市議会から「婦人差別撤廃に関する意見書」を内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、労働大臣に提出 	
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市婦人関係行政推進会議設置 	
昭和60年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次女性問題研究会発足（女性問題調査） ・婦人問題懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・国連婦人の10年最終年世界会議開催（ナイロビ） ・「ナイロビ将来戦略」採択
昭和62年		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
昭和63年	<ul style="list-style-type: none"> ・事務管理課に婦人担当室を設置 ・第1回松戸女性のつどい開催 ・女性問題啓発ハンドブック発行 	
平成2年		<ul style="list-style-type: none"> ・「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告および結論」採択（国連経済社会理事会）
平成3年	<ul style="list-style-type: none"> ・「松戸市女性行動計画・第1次実施計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」成立 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定
平成4年	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人担当室から女性課に組織変更、事務所を婦人会館に移転 ・女性行動計画推進協議会（第1次）設置 	
平成5年	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回女性のつどい93（市制50周年記念事業・文部省女性の社会参加支援特別推進事業）開催 	

平成6年	<ul style="list-style-type: none"> 女性センター設置（女性課と婦人会館の統合） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画室設置
平成7年	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議NGOフォーラム派遣事業の実施（1名） 女性センター改修工事に伴い、「松戸市女性センターゆうまつど」としてリニューアルオープン 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」成立 第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択
平成8年		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」（男女共同参画審議会答申） 「男女共同参画2000年プラン」策定
平成10年	<ul style="list-style-type: none"> 松戸市男女共同参画プラン策定 ゆうまつどフェスタ開始 男女共同参画推進グループ制度開始 	
平成11年	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等基本法の制定を求める意見書の提出について」市議会が可決し国へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択 「男女共同参画社会基本法」成立、施行 「新エンゼルプラン」策定
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画を推進する意見書の提出について」市議会で可決し国へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別会議「女性2000年会議」（ニューヨーク） 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」成立
平成13年		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府「男女共同参画局」設置 「DV防止法」成立
平成14年		<ul style="list-style-type: none"> 「少子化対策プラスワン」決定
平成15年	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画プラン第2次実施計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」成立 「少子化社会対策基本法」成立
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> 女性センター改修オープン 子育てサロン室設置 女性しごとサポート事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正
平成17年		<ul style="list-style-type: none"> 「北京+10ハイレベル会合」開催（ニューヨーク） 「第2次男女共同参画基本計画」策定
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> おやこDE広場ゆうまつど運営開始 	
平成19年		<ul style="list-style-type: none"> 「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画プラン第3次実施計画策定 協働事業制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」改正

平成22年		<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+15」開催（ニューヨーク） ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定
平成23年		<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関（UN Women）発足
平成24年		<ul style="list-style-type: none"> ・「第56回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク）
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画プラン第4次実施計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ストーカー規制法」改正 ・「DV防止法」改正
平成26年		<ul style="list-style-type: none"> ・「第58回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） ・「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」改定 ・「リベンジポルノ被害防止法」成立
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援制度開始 ・生活困窮者自立支援制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会）開催（ニューヨーク） ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・子どもの貧困対策基本法制定
平成28年		<ul style="list-style-type: none"> ・「第60回国連婦人の地位委員会」開催（ニューヨーク） ・「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」策定
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・まつど女性就労・両立支援相談事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「ストーカー規制法」改正

6 用語解説

	用語	解説
ア行	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。
	LGBT	Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。
	エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
	親子すこやかセンター	保健師、社会福祉士、助産師が、妊娠中から母子保健・育児支援サービス等を利用できるよう相談を受けている。
カ行	キャリア形成	関連した職務経験の連鎖を通して職業能力を形成していくこと。
	キャリア教育	キャリア（経験）を活かして現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。
	クオータ制	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。女性議員比率を上げるための方策として有効という議論がある。
	QU調査	子どもたちの学級生活での満足感と意欲、学級集団の状態を、質問紙によって測定するものであり、標準化された心理テスト。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
	孤独死	ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく亡くなること。
サ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
	自己肯定感	「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態。自分を肯定している感覚、感情などを指す。
	児童扶養手当	父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられない、ひとり親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当のこと。
	小規模保育事業所	主に満3歳未満の児童を対象とした、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
	少子社会	出生率の低下で、子どもや若年層の人口が低減する社会のこと。

	女性活躍推進法	平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。この法律の施行により、従業員が300人を超える企業に対して女性の活躍を支援するための取組みが義務付けられた。
	女性の労働力率	女性の15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のこと。
	審議会	行政に対する市民の意見を反映するとともに、有識者の専門知識を取り入れるため設置される会のこと。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
	性差	男女の性別による違いのこと。
タ行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。
	ダブルケア	子育てと老親の介護を同時期に行うこと。
	男性中心型の労働慣行	長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行のこと。
	地域包括支援センター	介護予防や地域の高齢者の生活を支える総合的な相談の拠点で、市区町村が設置している。
	超高齢化社会	65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。
	賃金格差	同一時点における賃金水準を年齢・勤続年数・学歴・職種・性・雇用形態・産業・企業規模・地域などの違いごとに比較した場合の差のこと。
	デートDV	結婚していない恋人間における、身体的、精神的、性的並びに経済的暴力のこと。
	テレワーク	勤務形態の一種で、インターネット等を介して時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。
	ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence, DV）	配偶者や恋人等の親密な関係にある男女間で起こる暴力のこと。同棲していない恋人の間でおこるデートDVもドメスティック・バイオレンスの一形態である。
八行	非正規雇用	期間を限定し比較的短期間での契約を結ぶ雇用形態のこと。
	貧困問題	一般に低所得・低消費の生活状態であって、低所得のために生活必需品の欠乏をきたし、物質的ならびに社会・文化的な一定の生活水準以下に陥っている状態のこと。
	フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
マ行	松戸市総合計画	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成され、市の発展方向を展望し、21世紀に向けて推進すべき基本方向を明記したもの。期間は平成10年度から平成32年度までの23年間。
	松戸市総合戦略	「松戸の持つ魅力、潜在能力をフル活用し、良好な居住環境の整備、経済の活性化により、人口規模を維持していく。」という「目指すべき将来の方向」を実現するために、取り組むべき政策目標・施策をまとめたもの。

	松戸市男女共同参画推進会議	松戸市男女共同参画プランの推進体制の行政側組織。市役所庁内関係部課長で構成されている。
	松戸市男女共同参画推進協議会	松戸市男女共同参画プランの推進体制の市民側組織。学識経験者、市民で構成されている。
	松戸市男女共同参画推進団体	女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現を目的として活動している団体で、「松戸市男女共同参画推進団体登録制度実施要綱」の規定に基づき登録されている団体のこと。
	民生委員・児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じており、その課題が解決できるように行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動している。
ヤ行	要介護状態	介護保険のサービスを利用することで、生活機能の維持や改善をはかることが適切な状態。
	要支援状態	要介護状態が軽く、介護保険サービスを利用することで生活機能が改善する可能性の高い状態。
ラ行	ライフステージ	人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階のこと。
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1994年(平成6年)にカイロで開催された国際人口開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱された。いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く含まれている。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活のバランス。個人の生活と仕事の調和のこと。

7 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年七月十六日 法律第一百二号
同 十一年一月二十二日 同 第一百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を

定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者

は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

松戸市男女共同参画プラン

第5次実施計画

平成30年3月発行

松戸市総務部男女共同参画課

〒271-0091 千葉県松戸市本町14-10

TEL 047-364-8783

表紙デザイン 浪越 淑子

